HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	近世ウェールズにおける「ニュース革命」の意義 : ウィン家文書にみる情報伝達様態
著者	仲丸, 英起; NAKAMARU, Hideki
引用	北海学園大学人文論集(70): 65-113
発行日	2021-03-31

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

近世ウェールズにおける「ニュース革命」の意義
── ウィン家文書にみる情報伝達様態 ──

仲　丸　英　起

1章　初期ステュアート朝期をめぐる研究史と問題の所在

本稿は，北部ウェールズの有力ジェントリであったグウィダーのウィン家（Wynn of Gwydir）文書の分析を通じて，複合国家としての近世イングランド･ウェールズにおける情報伝達様態を検討しようとするものである。本章では，初期ステュアート朝期の政治史に関するこれまでの研究を整理し，本稿の位置づけを明らかにする。

勃興期のイギリス史学界において，基調をなしたのはいわゆるホイッグ史観であった。それは自由と民主主義が実現した19世紀末から20世期初頭をイギリス史の到達点と捉え，そこに至るまでの歴史を発展段階的に説明しようとする歴史観であった。ホイッグ史観において，初期ステュアート朝期は革命の前段階と位置づけられ，恣意的な政策を実施しようとする国王と，これに反発する議会下院との緊張が漸進的に高まってゆく局面とみなされた。S・R・ガーディナー，W・ノートステイン，A・F・ポラードらに代表されるこうした主張は，20世紀半ば過ぎまで標準的な解釈として受け入れられていた[1]。

他方，ホイッグ史観とは異なる立場から歴史を把握しようとするマルクス主義史学においては，17世紀半ばの動乱は世界初のブルジョワ革命として認識された。近世イングランド史は，封建勢力である国王･貴族に対し，市民の代表者が集結した下院が抵抗を強めてゆく，階級対立の過程に還元されたのである。C・ヒルやL・ストーンらに代表されるこうしたマルクス史観は，既存の政治･社会に肯定的なホイッグ史観を批判していったが，

革命に至るまでの道程を定向進化的に理解するという点において両者は共通していた[2]。

こうした発展段階的歴史観に異議が唱えられるようになるのは，1970 年代半ばのことである。C・ラッセルに代表される修正主義者は，イングランド内乱が不可避であったとする見方を目的論的であるとして真っ向から否定した。1604 年以降に，国制・経済・宗教をめぐって王権と議会が対立を深めていった事実は存在せず，政治的パラダイムの主流を占めていたのは調和であった。不和が生じているように見えても，それは宮廷や州内における派閥争いに過ぎず，深刻なイデオロギー対立を生じさせるようなものではなかった[3]。また，すでに H・トレヴァー＝ローパーによって主張された「宮廷」と「地方」の対立という主張，および A・エヴェリットらによって提起された州共同体論の成果も修正主義に取り入れられた[4]。州共同体論によれば，議員が主として関心を有しているのは地方の問題のみであり，国家やまして海外の問題についての見識は持っていなかった。そのため，戦争の形態が変化している渦中で国王や政府が莫大な戦費を必要としている事情は理解されなかった。議会は弱体で無力な機関であり，主教戦争という偶発的事件によってかろうじて消滅を免れたのであった。内乱の原因は 1640 年間際になって生じた短期的要因に求めるべきであり，それ以前の時代に長期的要因を探るべきではないのである。

修正主義の異議申し立てに対して，旧世代の歴史家はホイッグ史観ないしマルクス主義の立場を擁護しようとし[5]，若い歴史家の中にはホイッグ史観のイデオロギーと修正主義を接合しようとした者もいた[6]。だが，従来の学説は少数かつ出版された史料の読解にもとづくヴィクトリア朝的アナクロニズムに過ぎないという批判が正鵠を射ていたために，各地の文書館や英国図書館の未刊行史料を利用した修正主義者に有効な反論ができなかった。1980 年代には，修正主義の主張は概ね受け入れられ，その枠組みにもとづいた研究が目立つようになっていった[7]。またこれ以降の世代には，未刊行の史料を博捜して研究を進めるのが当然とみなされてゆくことになる。

だが地方文書館での史料調査が進んだ結果，1980 年代後半になるとラッセルらに対する批判が皮肉にもその弟子筋の間から湧き上がってくる。A・ヒューズは，ウォリクッシャについて詳細な検討を行い，宮廷に結びついた勢力とこれに抵抗する勢力が 1650 年代以前に存在したことを実証し，州共同体論に異議を申し立てた[8]。T・コグズウェルは，ラッセルの研究はほとんど中央の政治動向のみに限定されていると批判し，全国各地の反応に目を向けるべきであると主張した[9]。また思想史家である J・サマヴィルは，大陸の影響を受けて，「神授権」と「古来の国制」という相容れない理論がこの時代の為政者層に流布していた状況を明らかにした[10]。これを受けてコグズウェルと R・カストは，実際の政治過程にこの知見の適用を試みた。その結果，チャールズ 1 世は臣民が自分の意見に従うべきであると考えていた一方で，臣民は議会での立法を通じて自分たちの不満を解消する義務を国王が負っていると考えており，さらにこうした分極化はジェイムズ 1 世期から広く見られることを明らかにした。この傾向は，宮廷や議会ならびに地方エリート層における初代バッキンガム公爵ジョージ・ヴィリヤーズ派と反バッキンガム公爵派間の派閥争い，また地方に対する中央という思考様式に特に認められるのである[11]。修正主義に対するこうした批判は，カストとヒューズが 1989 年に編纂した論文集でその輪郭が明瞭となり，彼らはポスト修正主義者と称されるようになった[12]。こうして，中央と地方の間，および両者を貫く長期的なイデオロギー対立が，再び内乱の要因として措定されるようになった。

ポスト修正主義者からの批判に対してその後の著作で反論したラッセルは，為政者間における対立と分裂の存在自体は認めたが，政治に対するイデオロギーの現実的な影響については，頑なに認めようとしなかった。これに代わって持ち出されたのは，複合国家の概念である[13]。ハプスブルク家に関する大陸側の研究，およびスコットランドの歴史家による研究[14] に示唆を受けたラッセルは，イングランド・スコットランド・アイルランド三王国間の，また 16 世紀前半にイングランドと合同したウェールズを含めれば 4 地域間の関係に目を向けた。スコットランド国王ジェイムズ 6 世

がイングランド国王ジェイムズ 1 世として即位したことによりブリテンは複合国家となり，同一君主が政治・宗教体制が異なる三王国・四地域を統べることとなった。ジェイムズは，ウェールズ合同の先例も踏まえ，スコットランド・アイルランドとの統合を進めてブリテン国家の形成を目論んだ。さらに三王国の王位を引き継いだチャールズは，長老教会体制が樹立されていたスコットランドに国教会体制の施行を強制し，アイルランドではカトリックと国教会，ゲール系民族とアングロ・サクソン系民族の対立を利用した分割統治を実施したために，1630 年代に三王国間の軋轢は急速に高まった。やがてイングランド・スコットランド間の戦争（主教戦争），アイルランド反乱が勃発し，こうした事件がきっかけとなって国王と議会は完全に反目するようになったのである。三王国・四地域間の関係についての検討を抜きにしてはイングランドの内乱を理解することは不可能であるとしたラッセルの主張は多くの歴史家を引き付け，旧来の問題に対する理解に新たな展望を切り開いた[15]。複合国家論は従来の修正主義の主張と親和性が高く，ラッセルの後を引き継ぐ形でもう一人の修正主義の雄であるモリルがこの議論を発展させていったのも[16]，ポスト修正主義に対抗して新たな枠組みの中に問題を置き直す修正主義側の戦術の表れであった[17]。

これに対して，ポスト修正主義の研究は大きく異なる位相で展開されてゆくことになる。それが公共圏に関する議論である。1980 年代初頭には，A・フレッチャーによって内乱勃発時におけるニュースの重要性が指摘され[18]，F・レヴィは 16 世紀後半から 17 世紀前半までの期間に地方ジェントリにまで情報が拡散してゆく状況を詳らかにしていた[19]。だが，1620 年代にニュース産業が発展してゆく中で「宮廷」と「地方」という意識が形成され，国内の政治的緊張を高めていったと主張し，政局と情報を初めて結び付けたのはカストであった[20]。1989 年に J・ハーバーマスの『公共性の構造転換』の英訳版が出版されると[21]，公共圏概念を用いた分析はハーバーマス本来の意図から離れて 17 世紀前半以前に対しても適用されるようになった。その影響はきわめて大きく，1990 年代から 2000 年代にかけて歴史学に留まらず文学・政治学・社会学など様々な分野に多数の研究が生み

出された[22]。そしてポスト修正主義も，この流れの中でホイッグ史観や修正主義を乗り越えるために議論の精緻化を進めていった[23]。P・レイクとS・ピンクスが2007年に編纂した論文集では，その方法論が明確に整理されている[24]。それによると，ハーバーマスの定義とは異なり，1530年代から1630年代は公共圏における「ポスト宗教改革期」，1640年代以降は「ポスト革命期」と規定される。このように，時代区分の画期を王政復古や名誉革命にではなく内乱の勃発に置き，それ以前にも公共圏の概念を導入することで，テューダー朝期から初期ステュアート朝期における政治的コミュニケーションの手法と戦術が同時代史の中心に設定される。この方法は，宮廷・枢密院・議会といった公的な場以外で実践される政治の重要性，社会的・制度的変化，党派対立を強調し，近代の複数性を認める点でホイッグ史観とは区別される。さらに，調和のみならず政治的・宗教的対立も変化の重要な要因として認め，印刷物の史料としての価値を再評価し，政治史・社会史・経済史を融合しようとする点において，修正主義とも一線が画される。このように，公共圏の概念を修正し遡及的に適用することで，16世紀後半から18世紀にかけて生じていった変化について一貫した物語を弁証法的に語ることが可能になるとされる[25]。

このような公共圏概念の改変と17世紀前半以前への適用には異論も多い。例えば貴族的親密圏における具現的公共性から資本主義の危機が生み出した市民的公共圏へというハーバーマスの図式を否定し，国家の役割を強調している時点で，その概念を公共圏という同一の言葉で呼ぶ必然性はないのではないかという疑問が呈されている[26]。さらに，レイクとピンクスも認めているように，17世紀前半と後半では実際に流通する情報の量，範囲，恒常性に懸隔があったのは明らかである[27]。また，ニュースの拡散は対立を煽るより調和を維持するのに役立ったのではないかという指摘もある[28]。しかしいずれにしても，16世紀後半から17世紀前半における情報流通様態の変容と，これがもたらした影響についての議論が活性化したのは間違いない。公共圏という概念の使用が妥当かどうかは別として，国内における対立と民衆に対する政策および統治手法における変化を重視し

たポスト修正主義は，政治的コミュニケーションの分析に軸足を移していったのである。

以上のように，1990 年代以降修正主義者の議論は複合国家論を中心に，ポスト修正主義者の議論は公共圏論を中心に展開されていった。異なる局面を検討対象としている両者が，直接切り結ぶ場面は少なかったように思える[29]。基本的にハイ・ポリティクスの叙述が中心となる複合国家論においては，情報流通様態の変化が三王国間の関係にどのような影響を与えたかという問題意識に乏しかった。一方で，公共圏の議論も複合国家論の視座を欠いており，イングランドの外部は単に分析範囲から除外されるか，イングランドの周縁と位置づけられるに留まっている。本稿で取り上げるウィン家文書も，公共圏論においてはウェールズのジェントリが作成したという事実は省みられてこなかった[30]。他方で近世ウェールズ政治史の文脈においては，手稿史料を利用した研究は着手され始めてから日が浅く，ウィン家文書も事実確認に際して有用な史料として活用されてはいるが，情報伝達の側面に注目した分析は行われていない[31]。

したがって，本稿はウィン家文書の分析を通じて，ウェールズの有力ジェントリ家系において初期ステュアート朝期に実践されていた情報伝達の方法および伝達された内容を明らかにし，イングランド・ウェールズ関係において政治的コミュニケーションが有していた意味の探求を目的とする。３章で指摘するように，ウィン家の事例でウェールズ・ジェントリ全体を代表させるのには慎重でなければならないし，ウェールズ語文化圏に包摂される下位の社会層に対するニュース革命の影響については，検討の対象から外さざるをえない。だが，ウェールズをイングランドとは区別される独自の領域と捉えて情報流通の実態を検討した先行研究が存在しない現状に鑑みれば，本稿は複合国家論と公共圏論を架橋する一つの試論とはなるだろう。

2章　「ニュース革命」の時代

本章では，ウィン家の人々が議会情報を伝達し始めた1620年代のイングランドにおける情報流通の全般的な状況について概観し，本史料の同時代的な位置を明らかにしたい。

活版印刷術が普及してゆく16世紀前半から，イングランドではニュース・パンフレットが発行されていた。当初出版に対する統制は行われていなかったが，ヘンリ8世期に国王布告により宗教書や政治的意見に対する検閲が開始された。メアリ期には出版印刷業組合に印刷と販売の独占権が与えられたが，これと引き替えに組合は検閲の役割を担わされることになった。さらにエリザベス期には星室庁布告により印刷物による王権への誹謗中傷が大逆罪として明確に規定されたため，一般的な国内ニュースの印刷はほぼ不可能となった[32]。したがって，その内容は自然災害・奇跡譚・殺人・魔女といった煽情的事件の記録か，裁判や処刑についての政府による正当化，イングランド人の海外での活躍などに限定されていた。ロンドンや議会の情報は私的な書簡や中傷文，また口頭で拡散したが，前者は政府の検閲を受ける可能性があり，後者は不正確な場合が多かった。一方で海外ニュースは，まれにしか報じられなかった[33]。

こうした状態に変化が見られるのは，アルマダ海戦後の1590年代に入ってからのことである。対スペイン戦争が継続される中，海外ニュースを伝えるパンフレットの数が急増した。これらは全て検閲を受けたものであったが，海外でのイングランド人の行動に対する関心の高まりがうかがえる。また同時期に，「情報屋（intelligencer）」が初めて登場している。ジョン・チェンバレンやローランド・ホワイトに代表される情報屋は，友人や雇い主に宮廷での出来事やロンドン市中で流れている噂などを書簡にまとめて送付した。彼らが情報を収集したのが，シティにおいて情報経路の要となっていたセント・ポール大聖堂の身廊（Paul's Walk）と王立取引所（Royal Exchange）であった。さらにセント・ポール大聖堂の境内は書店街でもあり，あらゆる種類の書籍が販売されていた。したがってセント・ポール大

聖堂界隈は，国内外のニュースが集約され発信される，イングランドにおける情報ネットワークの中心地となっていったのである[34]。

だがニュース産業と呼べるものが登場したのは，実質的には三十年戦争開始後の 1620 年代以降であるとされている。ジェイムズの娘婿はプファルツ選帝侯であり，当初から大陸情勢に関心が集まっていたが，王太子チャールズのスペイン王女への求婚，その後のフランス王女アンリエッタ・マリアとの結婚によって，人々の間にはプロテスタント国家としての意識が高まり，海外事情に関するニュースへの需要は急増していった。また，後述するようにこれらの問題が議論される議会についてのニュースの価値も高まっていった。

こうした状況の中，1620 年には「コラント（coranto）（あるいはクーラント（couranto））」と呼ばれるニュース誌が，アムステルダムの出版業者であったピーター・ファン・デン・ケールによってイングランドへ輸出された[35]。初めて英語で出版されたこのコラントは，ヨーロッパ各都市からのニュースや戦局についての情報を掲載し，好評を博した。間もなくジェイムズはネーデルラント政府に英語版コラントの輸出禁止を要請したので，国内での印刷が開始されることになった。最初にこれを試みたトマス・アーチャーは 1621 年に収監されてしまうが，ナサニエル・バターとその共同事業者であったニコラス・バーンは，同年 9 月にオランダ語から翻訳したコラントを週刊で発行する勅許状を取得し，この事業に本格的に乗り出していった。書籍商としてニュースブック出版の経験を有していたバターは，コラントの形態を 1 枚刷りから四折判 8-24 頁のニュースブックへ変更し，2 ペンスという安さで販売した。また 1622 年 10 月からは通し番号が振られ，報道されているニュースの週の日付が明記されるようになった。だが, 1627 年にイングランドがラ・ロシェルに艦隊を派遣した際，バターは大陸情勢についてのニュースを出版した廉で逮捕されてしまう。バターの釈放後も不定期で出版は続けられたが，積極的な参戦論の盛り上がりを怖れた枢密院は，1632 年ついに出版の禁止を命じたのである[36]。

情報屋がセント・ポール大聖堂界隈や王立取引所で集めてきた情報を，

その真偽を問わず商品価値によって切り売りするバターとバーンのコラントは，劇作家ベン・ジョンソンの『新聞商会』で痛烈に批判された[37]。しかし，依然として説教・演劇・バラッドなど口頭での伝達が主要なコミュニケーション手段であった時代において，コラントが革新をもたらしたのは間違いない[38]。もっとも，コラント自身にもこうした異種混淆性は認められるのであるが，紙片へのニュースの印刷により情報が拡散する領域・速度は水平的にも垂直的にも急速に高まり，ニュースについてのさらなる需要を喚起していったのである[39]。

以上のような関心は，海外についてのみならず当然国内ニュースについても寄せられるようになった。だが，前述したように煽情的事件記録以外は出版が禁じられていたため，政治や経済などに関する情報の伝達については，手稿のニュースレターという形態を利用せざるを得なかった。このため，ジョン・ポリー，エドマンド・ロッシンガム，ジョン・フラワーのような専門職としてのニュースレター・ライターが登場する。こうした人々は，年額 5 ポンドから 20 ポンドという料金を徴収して毎週ロンドンで収集したニュースを契約者に送付する事業を開始した。ポリーとバターは共同事業者で，情報屋でもあったポリーはバターにコラント用の情報を提供し，1624 年以降はコラントの編集者も務めている。ここからも，印刷物・手稿・口頭伝達の密接な関わりが認められる。その高額な購読料を負担できた人間は貴族などごくわずかな人々に限られていたが，共同契約や複写・口頭伝達などにより，実際には広範な地域の幅広い社会層に国内ニュースも拡散されていった[40]。また彼らが作成したニュースレターの写しは，後述する抜き書き（separates）と呼ばれる他の手稿文書とともに，セント・ポール大聖堂境内の書籍商や代書屋の店舗でも購入可能であった[41]。

さらに，自らが購読したコラントや，ポリーのニュースレターから情報を取捨選択して友人に毎週ニュースを送付する，ケンブリッジ大学クライスト・カレッジのフェローであったジョセフ・ミードのような人物も現れた。ミードの事例に特徴的に示されているように，情報の信頼性はそれを

伝達する人物の社会的地位や威信から，複数の手稿・印刷メディアによって伝達されるニュースの内容それ自体へと移行していった[42]。もっとも，こうした変化はジェントリより上位の社会層に限られており，地方における情報流通は依然として巡回裁判・国王布告・説教・州集会（下院議員選挙)・四季法廷などの場における口頭での伝達に依拠する部分が大きかった[43]。とはいえ，三十年戦争の勃発とコラントの発行が，海外のみならず国内事情についての強い関心を呼び起こしたことで，1620 年代に「ニュース革命」とも呼ばれる現象が生じたのは疑いえない。

こうした時代状況の中で，国内ニュースの一つの中心となっていったのが議会であった。その当時の規範では，理性的な議論は私的に，煽動的な弁論は公衆の面前でなされるものであった。自由な発言が保証されることで好ましい結果がもたらされるのは，枢密院や議会といったごく限られた場においてのみであるとされていたのである[44]。そのため，同時代の議事規則は議会内で得た情報の外部漏洩を違反行為と定めていた[45]。実際には，議会を王権との「接触点」として活用しようとした選挙区の都市自治体が，会期中に議員と情報交換を行う事例も見られたが，その場合でも不特定多数に向けて情報を発信していたわけではなかった[46]。ところが，「ニュース革命」と歩調を合わせる形で，外部に流出する議会に関する記録の質・量は 1621 年以降明らかに変化してゆくのである。以下では，C・R・カイルの著作に沿って，この変化を整理してみたい。

議会に出席した議員の私的な日誌は 1620 年代以前にも作成されていたが，少数かつ立法や手続のメモに過ぎず，書記が作成する公式の議事録[47]と似通ったものであった。ところが 1621 年議会になると，残存している日誌の数が直前の 1614 年議会における 5 から 13 に急増し，しかもそのうち 11 は長期間におよぶ詳細な議事を記録しているのである。こうした日誌を作成していたのは，トマス・ウェントワースやジョン・ピムに代表される，繰り返し議会に選出され，国政全般に広く関心を持って積極的に発言するベテランの議員たちであった[48]。1624 年以降になると日誌の内容は多様になるが，議事手続や読会の結果に関する記録から，読会や委員会で

の議論，演説の逐語的な記録へと転換してゆく[49]。

一方で，特定の演説・討論・議事について記録した手稿の抜き書きも，爆発的に増加した。抜き書きとは，ノートステインとF・L・レルフによる古典的な定義によれば，「一枚の手稿に記された議会文書ないし演説であり，宣言・伝言・一連の苦情や抗議・法律に関する議論の場合もあるが，最も一般的であったのは議員の演説」[50]である。1614年までにおいても，女王・国王や大法官による開会・閉会演説は頻繁に筆写されていたが，1620年代になると議員の演説や読会・委員会での議論の記録も流布するようになった。1620年代半ばまでには，事実上全ての重要な演説や文書についての抜き書きが入手可能となっていた[51]。同時に，議会に対して行われる請願も印刷されるようになり，さらに特定の問題について詳細に論じたパンフレットも出版されるようになっていった。こうして，議会に関して生成される文書・情報の量は，1620年代に飛躍的に増大していったのである[52]。

抜き書きや請願などは議員たちによって熱心に収集され，引用や要約といった形で日誌にその情報が組み入れられていった。だが，こうした作業を行っていたのは議員たちに限られなかった。議事について毎日作成される抜き書きは複写され，書店で販売されたので，ニュースレター・ライターをはじめとした外部の人々も，議会についての情報を容易に入手できたのである。こうしてポリーのようなプロフェッショナルに限らず，ミードのようなアマチュアのニュースレター・ライターも，自身のニュースレターに抜き書きから得られた情報を盛り込んだり，場合によっては抜き書きや印刷された演説や請願そのものを同封したりしていた。コラントを通じて得られる海外情勢と並んで，抜き書きを通じてウェストミンスタの情報も伝達したニュースレターは，口頭で得られる情報や執筆者自身の意見も盛り込まれた，「複合メディア」を構成することになったのである[53]。

カイルは，議会ニュースにおける需要と供給が密接に絡み合っており，議員や地方ジェントリ間における国制や政治問題への関心の高まりと，日誌・抜き書き・ニュースレターなどのメディアの発達は，相互補完的なも

のであったとしている。すなわち，言説圏が私的で親密なものから公的なものへと変化するのと同時並行的に，議会が政治国民の中心に位置づけられていったと解釈している。この主張は，「ニュース革命」によって生じたイデオロギー対立を重視するカストの立場とも軌を一にしている。ここではその評価についての判断は保留するが，イングランドの為政者階層間の政治的コミュニケーションにおいて，1620 年代が少なくとも一つの転換点であったとはいえるだろう。

3 章　グウィダーのウィン家とウィン家文書

本章では，次章で検討する文書を作成した当該期のウィン家の人々と，この史料の性質について概観する。図 1 の家系図も参照されたい。

グウィダーのウィン家[54]

12 世紀のウェールズ国王オワイン・グウィネズを祖先に持つウィン家

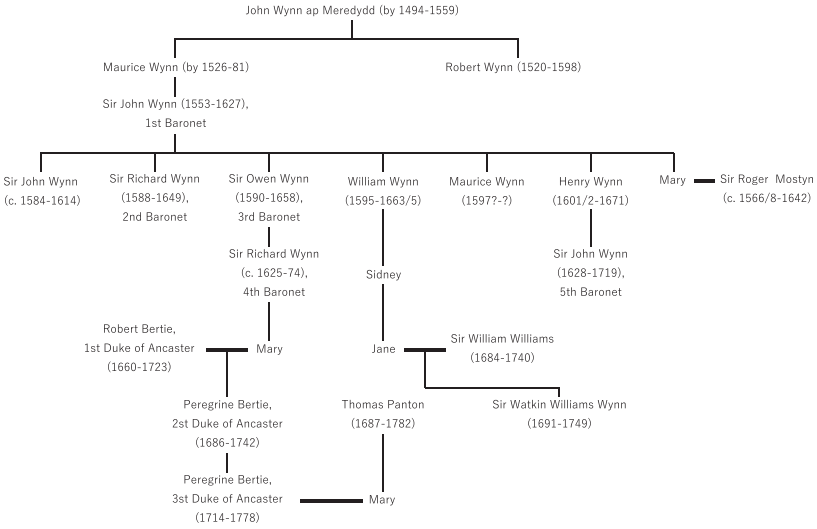

図 1　ウィン家系図（主要人物のみ掲載）

が，スノードン山の東斜面にあるグウィダーの地に移動したのは，ヘンリ７世期である。その後急速に所領を拡大させていったのは，ジョン・ウィン・アプ・メレディッドの代であった。ウェールズとイングランドの合同後，1542 年にカナーヴォンシャに下院議員選出権が付与されると，この人物はおそらく同選挙区最初の議員となり，1550 年代から 1560 年代にかけて繰り返し選出されている。

しかし，グウィダーのウィン家にとっての黄金時代は，その孫に当たるジョン・ウィンの時代である。オクスフォード大学オール・ソールズ・カレッジ卒業後，ロンドンのインナー・テンプルなどの法学院で法律を学んでいたジョンは，父モーリスの死去に伴い，すでにカナーヴォンシャ・メリオネス・デンビーにまたがるまでになっていた広大な所領を相続するため，1580 年 26 歳の時に故郷に戻った。高慢な性格の持ち主であったジョンは，しばしば強引に所領の増大や水利権・漁業権・聖職禄の獲得を図って周囲のジェントリと係争となり，財務府裁判所・星室裁判所・ウェールズ辺境評議会に幾度となく訴えられた。伯父であるロバート・ウィンの家系との間に生じた所領分割をめぐる長期間におよぶ争いの結果，1615 年には自身も構成員であったウェールズ辺境評議会に多数の罪状で召喚され，ついには投獄される羽目に陥った。多額の罰金を支払って間もなく釈放されたものの，この事件は同地域におけるウィン家の政治的立場を大きく損なうことになった。このような調子であったために，ジョン自身がカナーヴォンシャ州選挙区から議員に選出されたのは 1586 年の一度だけに留まった。その後は同州や近隣諸州で近親者や仲間の議員への当選を確保する努力を続けたが，1620 年の同選挙区で立候補を模索した息子のリチャードが実質的に敗れると，その後の 20 年間ウィン家は同地域で選挙における影響力を発揮できなくなった。

一方で，ジョンは地域のパトロンとしての顔も持ち合わせていた。経済の面においては，アングルシーにおける銅の採掘，ウェールズ産毛織物（cottons）の生産，排水工事によるメリオネスの土地改良など，様々な事業計画を立てていた。これらはいずれも実現しなかったが，本拠地であるグ

ウィダーで行った鉛の採掘と精錬には，一定の成功を収めた。さらに文化事業においては，アイステズヴォッド開催の請願，ウェールズ語韻律詩編やラテン語・ウェールズ語辞書の編纂，スランルースト（Llanrwst）のグラマー・スクールの設立などに関わっている。また，ジョン自身が執筆した『グウィダー家の歴史』[55] は，事実に反する部分もあるが，それも含めて貴重な情報源となっている。カナーヴォンシャおよび周辺諸州で治安判事や州長官，副統監等の官職に就き，準男爵位を購入するなど，良くも悪くも強い存在感を発揮したジョンは，やや特異な人格の持ち主であったにせよ地元に密着した有力ジェントリであり，ウィン家が 17 世紀半ば過ぎまでウェールズ北部に誇った権勢の基盤を固めたのである。

子沢山であったジョンは，８男５女を設けた。男子のうち，四男ロバートと七男エリスは夭折し，六男モーリスはハンブルクで仲買人となった。また家督を継ぐはずであった長男のジョンはカトリックを信仰し，1614 年 30 歳の時に旅先のイタリアで客死した。そのため，グウィダーにいる父と頻繁に手紙のやりとりをしていたのは，次男で相続人となったリチャード，三男のオーウェン，五男のウィリアム，八男のヘンリであった。以下，順にこの兄弟たちの略歴を見てゆきたい。

次男として自立することが求められていたリチャードは，リンカンズ・インで学んだ後，父の助言もあって宮廷での立身を模索するようになった。まず宮内長官であった初代サフォーク伯爵トマス・ハワード家政の従者となる。この間，1614 年の選挙でカナーヴォンシャ州選挙区から議員に選出されている。同年の兄の死により早急に身を固めることを迫られたリチャードは，強引なやり方で交渉を進める父に反発しつつも，ミドルセックスのフランシス・ダーシの娘と結婚した。この婚姻は宮廷での昇進に有利に働き，1617 年に王太子の家政に移動したリチャードは，1642 年まで侍従として仕えることになる。1621 年の議会でもカナーヴォンシャ州選挙区からの再選を目論んだが，前述したように対抗馬の前に支持を固められず，立候補を断念せざるをえなかった。結局，議会開会後に創設されたサマセットのイルチェスタ都市選挙区で議席を獲得している。これは王太子

の従者として同僚であったナサニエル・トムキンスの口利きによるものと思われ，以後 1624 年，1625 年と同選挙区から連続して選出されている。兄とは異なり，プロテスタントとしての強力なアイデンティティを抱き大陸情勢にも関心を寄せていたリチャードは，チャールズとバッキンガム公爵がスペイン王女への求婚のために出立した後，従者として後からこの一団に加わらざるをえなくなったために，苦境に立たされた。しかし，これが失敗に終わってスペインとの関係が悪化し，さらにチャールズが国王に即位すると急速にその立場は改善し，戴冠式にも参列している。もっとも，バッキンガム公爵との折り合いは悪いままであったため，1626 年と 1628 年の選挙には立候補しなかった。父の死により，リチャードは 1627 年にその遺産を相続したが，1629 年には王妃の収入役に任命されるなど，生涯ウェールズには戻らなかった。

三男のオーウェンはウェストミンスタ校，ケンブリッジ大学セント・ジョンズ・カレッジに学んだ後，1608 年にはステープル商人の徒弟となっている。その後ウェールズの同郷人でカレッジの同窓でもあり，後にリンカン主教・ヨーク大主教・大法官となるジョン・ウィリアムズの従者となり，その姪と 1624 年に結婚している。この血縁関係により，ウィン家はしばしばウィリアムズのパトロネジの恩恵に与ることになった。1649 年に兄リチャードが亡くなると，ウェールズの所領はオーウェンが継承している。1660 年にはオーウェンも死去し，息子のリチャードが相続人となったものの，その次の直系男子相続人がいなかったため，グウィダーの所領は 1679 年をもってウィン家の手から離れることになった。その土地とウィンの家名は，次に紹介する五男ウィリアムのひ孫にあたるワトキン・ウィリアムズに継承されている。

そのウィリアムは身体が弱かったため，学校での学業を切り上げざるをえなかったようである。1619 年には兄リチャードの紹介で大蔵卿ライオネル・クランフィールドのハウスホールドに仕えるようになり，父をはじめとする親族のためにロンドンで様々な用務をこなしている。1621 年には大法官に就任したウィリアムズのもとに兄オーウェンとともに従者とし

て奉仕し始めている。1624 年の補欠選挙で，ウィリアムはドーセットのライム・リージス都市選挙区から選出されている。これは主人であるウィリアムズの指名によるものと思われる。1624 年にはメリオネスとケントに所領を有する女性と結婚し，経済的な基盤を固めた。そのため，1625 年にウィリアムズが大法官を更迭されても大きな痛手とはならず，間もなく従者の職を辞している。これ以降，内乱勃発直前に一時的にロンドンに戻ったほかは，ウェールズでの生活を続けた。ウィリアムが有していた所領は，最終的に娘婿の手に渡っている。

八男のヘンリは，複数のグラマー・スクールで学んだ後，1618 年にはインナー・テンプルに入学している。ロンドンで勉強を続けていた 2 年後，メリオネスの所領を相続していた女性と結婚したため数年間ウェールズに滞在しなければならなくなり，法廷弁護士資格は 1629 年まで取得できなかった。1624 年，前回議会でのカナーヴォンシャ州選挙区での実質的な敗北によって傷つけられた一族の威信を回復させようとした兄リチャードは，結婚によって手に入れた影響力によってメリオネス州選挙区から立候補するようヘンリに働きかけた。妻の親族の支援もあって当選したヘンリは，翌年の議会にも同州選挙区から選出されている。1626 年の選挙にも立候補したが，対立候補が擁立され，前年にウィリアムズが失脚したこともあって落選した。1630 年代に入ると，年間 50 から 60 件の請願を扱うなどコモン・ロー法曹として成功していった。ヘンリの息子のジョンは，父の遺産と準男爵位を従兄弟のリチャードから継承したが，ジョンにも男子継承者はなく，ウィン家直系の血統は途絶えることになった。

以上のように，北部ウェールズに広大な所領を有するジョンの息子たちは，王太子・クランフィールド・ウィリアムズといった時の権力者と強固な紐帯を形成したり，法律家としてかなりの成功を収めたりしており，典型的なウェールズ土着のジェントリ家系とはいえない。同時代のウェールズで兄弟が同時に議員に選出されている事例は珍しく，ジョンがロンドンからの情報入手においてかなり優位な立場にあったのは確かである。ただし世紀転換期からウェールズ・ジェントリの子息たちがロンドンでキャリ

ア形成を図るようになっていたのは全般的な傾向であり，決してウィン家だけが特別というわけではない[56]。こうした点を踏まえると，ウィン家の検討に際してはウェールズの有力ジェントリ間におけるその特殊性と普遍性を考慮する必要があるだろう。

ウィン家文書（Wynn Papers）[57]

では次に，ウィン家文書の概要について述べておきたい。本史料は，ウィン家がグウィダーの地に定住した 16 世期初頭から，直系男子相続人が不在となる 17 世紀末までの期間に作成された書簡，覚書，その他の文書で構成される。18 世紀末までにグウィダーにあるマナ・ハウス内の古文書室に保管されていたこれらの史料が，いつ頃どのような経緯で外部に持ち出されたのかは不明である。だが，その際に分割されて 2 名の人物の手に渡ったことは判明している。一人は，オーウェンの玄孫である第 3 代アンカスタ公爵ペレグリン・バーティーの 2 番目の妻メアリ・パントンの遠縁にあたる，アングルシー，プラスグウィン（Plasgwyn）在住のポール・パントンであり，もう一人は文書を調査していたスランルーストのフリー・スクールの教員・校長であったジョン・ウィリアムズである。前者が持ち出した史料はその後別人の手に渡ったが，1919 年にウェールズ国立図書館（National Library of Wales，以下 NLW）の 2 代目館長となるジョン・ハーバート・ルイスによって購入され，同館に収蔵された。後者が持ち出した分は，その死後速やかに売却され，数人の手を経た後に NLW の初代館長を務めたジョン・ウィリアムズが入手し，1909 年に同館に収蔵された。こうして 1919 年までに大部分のウィン家文書は NLW に収められて統合されたが，移動・売却の過程でさらに分割されて別の文書館に保管されたり，史料的価値があると考えられた一部の文書は翻刻するために抜き取られて行方不明になったりしている。1926 年には，NLW に収蔵されていない分や現物が失われているものも含め，確認されている全ての文書について NLW のスタッフによって年代順に整理されて番号が振られ，各々の概要を整理した摘録が作成された[58]。この摘録には，文書本文の内容が要約さ

れている場合もあるが，その詳細さは文書ごとにまちまちでタイトルしか付されていないものもある。また，日付が誤っている場合もあるため注意が必要である。なお，前述したように一部の文書については 20 世期初頭に翻刻・出版されたものがあるほか，20 世期後半にも史料集である『議会議事録（*Proceedings in Parliament*)』などに翻刻の上収録されたものがある[59]。さらに最近になってアダム・マシュー社のオンラインデータベースである「リサーチソース ── 英国中世・近世史資料集成オンライン」(Research Source: Medieval and Early Modern Studies)[60] に NLW 所蔵分が全てデジタル化されて収録され，アクセスが容易となった。

近世ウェールズに関してまとまって残存している体系的な史料は，ほかにクレノー家文書（Clenennau Letters and Papers）が挙げられる程度であり，ウィン家文書は同時代におけるウェールズの状況やイングランド・ウェールズ関係を知る上で必須の史料であるといえる。本稿では，議会に関する情報が含まれている書簡を中心に，初期ステュアート朝期における議会開催時およびその前後の期間にロンドン（一部はオクスフォード）から送付された書簡と，これに関連する文書を取り上げて分析する。この作業を通じて，国内ニュースの中でも価値が高く，なおかつ本来は外部への情報流出が禁じられていた議会の情報がどのような手段で伝達されているか，またその内容はどのようなものなのかを検討し，イングランド・ウェールズ間における情報流通様態および議会に対するウェールズ側の意識を一定程度明らかにしたい。以下では，1614 年 4 月から 1626 年 6 月のうち，摘録にもとづき上記で挙げた条件に該当する文書を抽出し，その手稿自体を検証する。この手法を採用するのは，筆跡や署名の有無，用紙の使い方などが本稿の議論において重要な意味を持つからである。なおこの期間のウィン家文書には，グウィダーにいる父ジョンのもとに親族や友人たちから送付されてきた書簡，およびそれに同封されてきた文書が数多く含まれている一方で，何らかの理由で残された一部を除き，議会開催中にジョンが息子たちに宛てた書簡は存在しておらず，ジョン宛の書簡からその内容を推測するほかない。さらに，ジョンによる入手情報の活用方法について

もこの史料からは読み取れず，他のジェントリやウェールズ語話者が大半を占める下位の社会層に伝達されたかどうかも含め，不明点は多い。こうした史料上の制約があるとはいえ，本稿のようなアプローチでウィン家文書が利用されたことはなく，こうした限界を補ってあまりある新たな視座が得られると期待される。

4章　ウィン家文書にみる議会ニュースの伝達

本章では，主としてリチャード・オーウェン・ウィリアム・ヘンリの兄弟たちが父ジョンに向けて議会ニュースを伝達した形式と内容について具体的に検討する。

なお，ジョンも 1586 年にカナーヴォンシャから議員に選出されているが，これに関する史料はウィン家文書には全く見当たらない。また，これ以降 1604 年の議会までウィン家の人々は議会に選出されておらず，それ以外の人物が議会ニュースを伝達している形跡もないため，以下ではリチャードが初めて議員となった 1614 年から，議会ごとに関連する文書を整理してゆくこととする。各会期におけるウィン家兄弟の動向は，表 1 に整理した通りである。

1614 年

この議会において議会ニュースが伝えられているのは，日付のない文書[61] のみである。この文書は，4 月 8 日に任命された複数の委員会，下院議長の選出，恩寵法案[62] に関する国王の演説内容について記載している。*HPT* Ⅲでは，この史料はリチャードがジョンに開会式直後の様子を書き送ったものとされているが，書簡の裏書きに「議会情報（Parliamentary Proceedings）」とあるだけで宛名や発信者名，書簡末尾の署名が無く，またリチャードの筆跡とは明らかに異なる（図 2・図 4 参照）。またこの議会開会中にリチャードが父に送付している書簡はほかに 1 通確認できるのみで，なおかつこちらでは全く議会への言及がない[63]。この時点では，リ

チャード自身が議場に出席して議会ニュースを伝える意志がなかったのではないかと考えられる。

そうなると，この文書を作成したのは誰なのかが問題となる。すでに抜き書きが作成され販売されていたとも考えられるが，その内容を注意深く

表 1　各議会会期におけるウィン家兄弟の動向

議会会期	リチャード	オーウェン	ウィリアム	ヘンリ
1614 年 4 月 5 日-6 月 7 日 (休会： 4 月 21 日-5 月 1 日， 6 月 2 日)	初代サフォーク伯爵トマス・ハワードの従者 カナーヴォンシャ州選挙区から選出	ステープル商人の徒弟	グウィダーに滞在	フリントシャのハワーデン校在籍
1621 年 1 月 30 日-12 月 19 日 (休会： 3 月 28 日-4 月 16 日， 5 月 10 日， 5 月 19 日-23 日， 6 月 5 日-11 月 13 日)	王太子チャールズの従者 カナーヴォンシャ州選挙区で事実上敗北 サマセットのイルチェスタ都市選挙区から選出 (4 月 10 日)	ジョン・ウィリアムズの従者	ライオネル・クランフィールドの従者	インナー・テンプル学生 婚姻のためウェールズに滞在
1624 年 2 月 12 日-5 月 29 日 (休会： 2 月 13-15 日， 2 月 17-18 日， 3 月 26-31 日， 5 月 6 日， 5 月 16-18 日)	王太子チャールズの従者 サマセットのイルチェスタ都市選挙区から選出	ジョン・ウィリアムズの従者	ジョン・ウィリアムズの従者 ドーセットのライム・リージス都市選挙区から補欠選挙で選出	インナー・テンプル学生 メリオネス州選挙区から選出
1625 年 6 月 18 日-8 月 12 日 (休会： 7 月 12 日-31 日， 8 月 3 日)	国王チャールズ 1 世の従者 サマセットのイルチェスタ都市選挙区から選出	ジョン・ウィリアムズの従者	ジョン・ウィリアムズの従者	インナー・テンプル学生 メリオネス州選挙区から選出
1626 年 2 月 6 日-6 月 15 日 (休会： 4 月 6 日-12 日， 5 月 18 日， 5 月 26 日-31 日)	国王チャールズ 1 世の従者	ロンドンに滞在	ジョン・ウィリアムズの従者 ウィリアムズに同伴してハンティンドンシャに滞在	インナー・テンプル学生 ロンドンに滞在

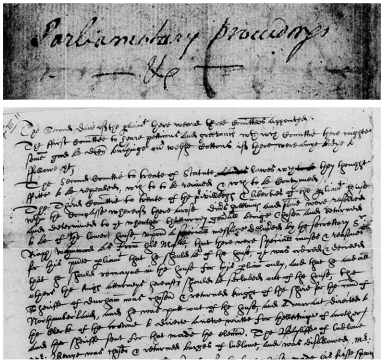

図２　匿名の「議会情報」（裏書きと冒頭部分）（NLW, 9055E/651）

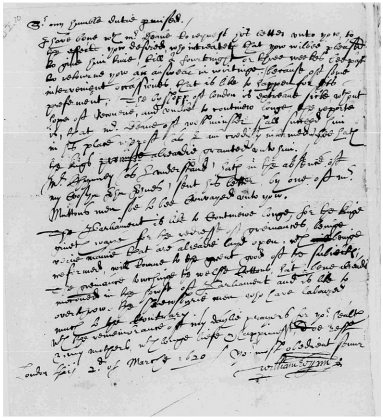

図３　ウィリアムの書簡（NLW, 9057E/939）

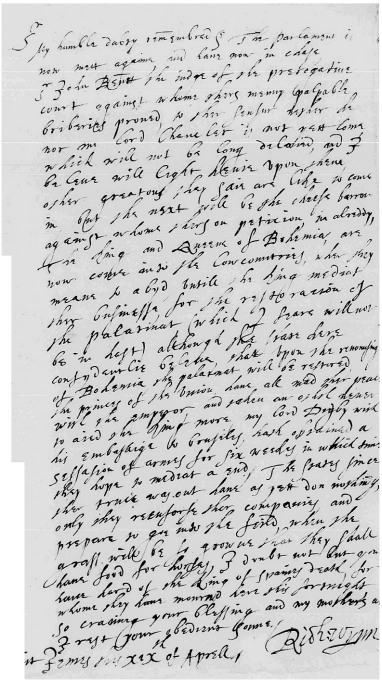

図４　リチャードの書簡（NLW, 9057E/947）

読んでみると，その可能性は否定される。というのも，議長の選出以降の議事手続の叙述（4 月 5・7 日）と，委員会についての叙述（4 月 8 日）の時系列が入れ替わって後者が冒頭に置かれており，さらに請願に関する委員会についてウェールズ産毛織物についても取り上げられるかもしれない，とウェールズに対する関心が示されているからである[64]。また，この時リチャードの弟たちはロンドンに居住していない。したがって，この文書はリチャード以外のウェールズ選出議員が実際に議会に出席してメモを取り，自分の関心に従って書き残したものであると思われる。これがウィン家文書に収められている理由は不明であるが，ジョンがリチャードを通じて，あるいは直接作成者から入手したものかもしれない。いずれにしても，ウェールズと何らかの関係がある議員が存在し，書簡の形式で議会ニュースを伝達したのはたしかであり，すでに議会への関心が寄せられていたと推測される。

1621 年

前章で述べたように，リチャードは前年に行われたカナーヴォンシャ州選挙区での選挙に事実上敗れ，議席が再付与されたイルチェスタ都市選挙区から選出されたのは 4 月 10 日であった。そのため，第 1 会期中の 2 月から 4 月前半までは議員の地位になく，直接議会ニュースを入手するのは不可能であった。だが，クランフィールドの従者としてロンドンに居住していたウィリアムが，この間も伝聞により入手した議会についての情報を 2 月 18 日と 3 月 2 日付書簡で書き送っている（図 3）[65]。一方で，6 月の休会までにリチャードがジョンに送付した書簡は 3 通存在する[66]。このうち議会に関しては，4 月 19 日付書簡がカンタベリ大権裁判所判事ジョン・ベネットと大法官フランシス・ベーコンに対する弾劾について（図 4）[67]，6 月 15 日付書簡が議会の休会について伝えているものの，大半の紙幅は三十年戦争の動向に割かれている[68]。後者の書簡はその 3 日前にウィリアムが送付している書簡の内容と似通っており，おそらくは同一のコラントから情報を得ているものと思われる。さらにイングランドが三十年戦争に

不参加である現状に不満が表されており，プロテスタントとしてのリチャードの強いアイデンティティが読み取れる[69]。５月６日付書簡は，上記２つの文書とは異なり，やや詳しく議会ニュースが伝えられている。「この会期では，我らの地域に関連が非常に強い２つの法が成立しました。一つはウェールズ産毛織物の自由交易に関するもので，もう一つはヘンリ８世期に制定された……ウェールズの統治に関する制定法条項を撤廃するものです。３つ目として，アイルランド産牛の輸送を禁じる法案が提出されており，これは委員会に付託され，下院の通過は確実な情勢です。もしこれら３法案が成立すれば，我々は現時点で望んでいた事項を全て達成することになります……[70]。」実際には，これらの法案はいずれも成立せず，リチャードの情報は結果的に不正確で期待外れに終わった[71]。これらの法案審議過程にリチャードの名前は見られないので，関心は有していたが議論に参加したわけではなく，伝聞で得た情報を書き送っている可能性が高い。ウィリアムズの従者としてやはりロンドンに滞在していたオーウェンが，６月２日付書簡で最初の法案の不成立を嘆いており（図５）[72]，むしろこの問題に強い関心を抱いていたのはオーウェンだったのかもしれない。

11 月に議会が再開された後も，議会ニュースについて熱心に伝えようとしているのは，議員であるリチャードではなく，議員ではないオーウェンやウィリアムの方であった。11 月 15 日付の書簡で，オーウェンは主人であるウィリアムズがリチャードやウィリアムのことを気にかけてくれてい

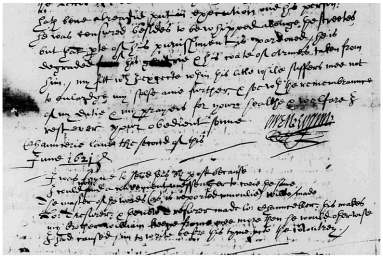

図５　オーウェンの書簡（末尾部分）
（NLW, 9057E/957）

ると述べた上で，主人が議会での国王演説の準備をしており，国王が議会に出席しない場合，貴族院で演説もすることになるだろうとしている[73]。これは主人との会話から得られた情報にもとづいているのだろう。さらに下院の国王に対する請願と抗議の写し（図 6）[74] が送付されており，オーウェンは 12 月 6 日付の書簡で国王がこれに対して自身の大権に抵触する事項について干渉すべきでないと返答し，下院はそれ以上反論しなかったと述べている[75]。またウィリアムは 12 月 17 日付の書簡でこの写しを送付したのは自分であり，主人の最初の演説（11 月 21 日）の要約が下院と国王の推薦により公刊されたので送付する，と述べている[76]。これらは抜き書きであると思われ，下院が頒布させた，ないし業者に複写の許可が与えられたものが出回り，ウィリアムが入手してジョンに同封したと考えられる。すなわち非議員であるウィリアムが，議会内部の情報を文書で知りうる状況がすでに成立していたことになる。一方で，リチャードは 1622 年 1 月 10 日付の書簡で議会の解散について伝え，国王は借用金によって資金を調達する意図を持っているようだが，実際の徴収金は少額に留まるのではな

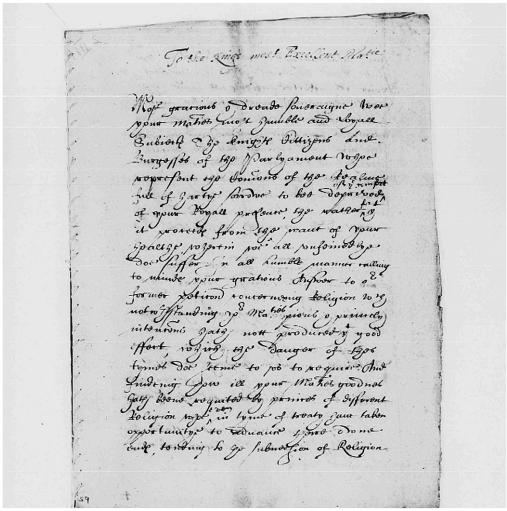

図 6　請願と抗議（冒頭部分）
（NLW, 9057E/992）

いかという予想，またバッキンガム公爵を批判したエドワード・クックやロバート・フィリップスほか数名がロンドン塔に送られる模様であると述べている[77]が，いずれも伝聞情報や憶測であり，自身が議場に出席して直接情報を入手していた可能性は低い。また，同じ書簡で選挙区非居住者は歳費の支給を受けられない旨この議会で決定されたと伝え，12月20日付の書簡では次の選挙でオーウェンを立候補させたいというジョンの意向に賛同している[78]。リチャードは，議員の地位には関心があっても，議会での審議やその内容の伝達にはあまり熱心でなかったようである。もっとも，王太子の従者としての立場と，プロテスタントの大義との板挟みになりつつあったリチャードにとっては，議会に毎日出席している時間的・精神的な余裕はそもそもなかったのかもしれない。

1624年

初期ステュアート朝期において，ウィン家文書に議会ニュースに関する史料が最も数多く残されているのが，1624年議会である。開会時から議員として出席していたのは，リチャードとヘンリであり，ウィリアムは10月の補欠選挙で選出されたが，国王ジェイムズの死去に伴い議会が解散されたため，実際に出席する機会はなかった。

だが，議会が開会された2月から3月にかけて，議員ではないオーウェンとウィリアムも積極的に情報収集に努めていた。まず，議会初日の2月12日に行われた下院議長・大法官ウィリアムズ・国王・バッキンガム公爵の演説の清書された写しが送付されている（図7）[79]。これについてウィリアムは，3月1日付の書簡で，「国王演説の写しを送付しますので，（義理の弟である）ロジャ・モスティンに転送して下さい。使者の出発が急だったので，大法官と議長の演説の写しは入手できませんでしたが，……その他のニュースとともに必ず送付するようにします[80]。」と述べている。またオーウェンは3月9日付の書簡で「国王・大法官・議長の演説と，バッキンガム公爵に関する下院での議論をこの使者により送付します[81]。」と述べている。これらを文字通り受け取れば，ウィリアムが送付した国王演説の

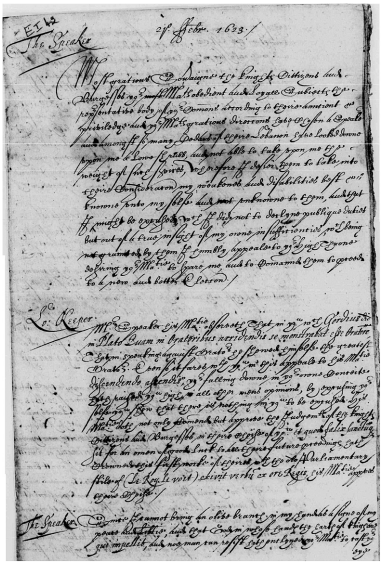

図 7　演説の抜き書き（冒頭部分）
(NLW, 9059E/1192)

写しはモスティンに渡され，ウィン家文書に残された文書はオーウェンが送付したものということになる。一方でリチャードも，３月４日付書簡の中で「王太子とバッキンガム公爵が両院で行った演説を送付します。お二人の議論は，私が作成した草稿にもとづくものです[82]。」と述べているが，これが前述の文書と同一内容のものを指しているのかは分からず，王太子とバッキンガム公爵の演説のみの文書は見当たらない。おそらく，収録されている文書は抜き書きをオーウェンが入手してジョンに送付したものと考えられる。

３人ともにこうした演説を送付している背景には，スペインとの婚姻交渉や三十年戦争への対応をめぐる，国王・政府と下院との間の緊張の高まりがあった。ウィリアムは早くも３月１日付書簡に「議会は希望をなくし，……スペインとの婚姻交渉は完全に破綻しました。プファルツを奪還するために戦争を求める声が上がっています。国王が期待していた条約交渉は全て失敗しました[83]。」と述べており，同日付の匿名のニュースレターも送

付されている[84]。これはスペインとの婚姻交渉・プファルツでの戦争に関して，また大法官ウィリアムズの弾劾に関して，および3月1日までに下院に提出されたその他の法案について記されたものである。ここで述べられている内容は3月9日付のオーウェンの書簡[85]の内容と重複しており，オーウェンはこのニュースレターを参照している可能性が高い。またリチャードは3月26日付書簡で，議会が一週間休会となったこと，スペインとの婚姻交渉とプファルツとの条約を破棄するという条件で議会が国王に特別税の徴収を認めたこと，大法官に対する弾劾は投票により否決され告発者が罰せられたことを伝えている[86]。これらの情報も，ニュースレターやオーウェンの書簡と一部重複している。さらに，スペインとの条約を破棄すべきという両院の助言に対する3月14日の国王の返答，およびカンタベリ大主教の演説の写しの抜き書き[87]が送付され，下院議員を一貫して「彼ら」と三人称で呼んでいること[88]からも，リチャードはこの議会でも議場に出向いて直接見聞きした情報ではなく，ニュースレターや抜き書き，弟たちとの会話の中で得た情報を伝達している可能性が高い。

休会期間中の3月30日にウィリアムが送付した書簡には興味深い点があるので，少し詳しく紹介してみたい。冒頭で，ウィリアムは自分が議員でない現状に対する強い不満を述べる。「もし私が議会のニュースを父上に書き送るべきであるとすれば，私の価値は兄リチャードや弟ヘンリに劣るように思います。というのも，（議員である）彼らは（この点には確信を持っておりますが）父上に最良の情報を多様な方法で伝えることが，間違いなく可能だからです。ですから，私は兄や弟が書き送った事項の繰り返しは避けるようにします。議席を有していないということは，私にとって耐えがたい運命です……[89]。」この言葉からは，議会ニュースの父への伝達に対するウィリアムの義務感と，ウェールズにいるジョンの側でのこうした情報に対する需要をうかがい知ることができる。またウィリアムは情報を入手するために議員になりたいと訴えており，議会の討議への参加ではなく，情報を伝達するメディアとしての議員の役割が高まっているといえる。それは，前議会でリチャードが気にしていた名誉としてのみならず，

地域の利害代表ではないが，議会情報の伝達というある種の実務的な議席の重要性がウェールズにおいても認識され始めていた状況を示している。

ウィリアムは，これに続いてスペイン艦隊が海上で発見されたというニュースを伝える書簡が昨晩宮廷に届いたこと，バッキンガム公爵がこれに対処する準備をさせるためにチャタムに向かったこと，昨日離任するスペイン大使が国王を訪問し，新任のスペイン大使が到着したことを伝えている。書簡が作成された前日の出来事であるため，これはコラントやニュースレターではなく伝聞による情報であり，主人のウィリアムズや同僚の従者から直接・間接にもたらされたものだったのではないかと思われる。

休会が明けた 4 月になると，リチャード・オーウェン・ウィリアムがそれぞれジョンに重複した情報を伝えることはなくなる。というのも，この時点からヘンリがかなり詳細な議会ニュースを伝え始めるからである。弱冠 22 歳のヘンリは，4 月 9 日付書簡の冒頭で「午前 7 時から午後 1 時，午後 2 時から午後 7 寺まで議会に出席しているのはとても大変です[90]。」と初々しい感想を残しているが，その言葉に嘘はなく，意気込んで議会に出席していたようである。なぜなら，兄たちの手紙のように間接的な情報にもとづき主要なニュースのみを断片的に伝えるのではなく，自分が出席した議会ほぼ全てについてメモを取り，これを整理した上でジョンに送付しているからである。その几帳面さは，ヘンリの性格によるものであると同時に，法曹学生として受けていた教育の影響も大きいと思われる。ヘンリの名は一度も公式の議事録に現れず，ウィリアムが述べるような情報の収集・伝達という役割に徹していたようである。この議会に関するヘンリの書簡は，前述したもののほか，5 月 12 日付，5 月 24 日付が残されており，一定期間議事が進行した時点でまとめられている[91]。その内容は多岐にわたっているので逐一紹介しないが，国教忌避者への対応，戦費負担，クランフィールドに対する弾劾，アルミニウス主義者への批判，交易・土地に関する事項など，大小様々な問題におよんでいる。その中でも 4 月 9 日付書簡と 5 月 12 日付書簡ではウェールズ産毛織物の自由交易と輸送に関す

る法案，および国王が議会を経ずにウェールズに法を制定できるという合同法の条項を撤廃する法案について触れており，ヘンリもウェールズに関する問題に関心は有していたと思われる[92]。もっとも，ヘンリの主眼が自分の見聞きした情報の客観的な伝達に置かれていたのは明らかである。

これに対して，ヘンリ以外にこの時期の議会ニュースを伝えている残りの２通は，いずれも地域的･私的利害に強い関心を寄せている。１通はジョンの甥であるトマス・パウエルが４月 28 日付で送付した書簡である[93]。この書簡では，国教忌避者に対する刑罰法の執行に関して提出された請願に対し国王が返答した演説の写しを同封したこと，合同法条項の撤廃に対する期待などについて述べられている。これはウィン家の兄弟以外がジョンに議会ニュースを伝えている唯一の書簡であり，ウェールズ出身者として後者の問題に対する関心が強かったと考えられる。同時に，やはり議会ニュースへの需要の高さと，抜き書きが広く流布していた事実も示されている。

もう１通は，６月２日付のオーウェンの書簡であり，より直接的に一族の利害と関連する内容となっている。まず議会が 11 月２日まで停会となったこと，毛織物と合同法に関する法案は成立したこと，その他の法案について述べた後，オーウェンは兄リチャードの利権に関する問題に触れている。「兄リチャードがグリーンワックス農場上納金に対して獲得しようとしている権利に異議を申し立てる請願が提出されました。これは 16 名の連名によるもので，その大部分は我が地域の人々です。……このために兄は法案を通過させるのに苦労していますが，……すでに成立させるための準備は整っています[94]。」リチャードは前年からその特許状認可のためのロビー活動を始めていたが，マドリッド行きで中断を余儀なくされ，この年の初頭に再開したばかりであった。この請願の写し[95]もグウィダーに送付されており，５月３日付の書簡でもオーウェンがこの件に言及していることから[96]，兄弟間で連携してこの利権獲得に取り組んでいた内情がうかがえる。結局リチャードは特許状を得られなかったのであるが，オーウェンは伝達すべき情報をヘンリとは異なる原理で選択していたのが分か

る。もしくは，翌年と同様にヘンリが送付している書簡の内容を把握していて重複しないようにしていたのかもしれない。またこの事例からは，ウェールズに関する利害が一様ではなく，ウェールズ全体として一貫した権益が存在したわけではなかった事実も確認できる。

1625 年

1625 年議会に議員として選出されたのは，引き続きリチャードとヘンリである。前年の経験があるヘンリは，今回は議会開会時から議場に出席し，前回と同様かなり詳細な情報をジョンに伝えている。6 月 23 日付書簡の冒頭では，兄リチャードは国王に従ってケントへ赴き，同州でケント熱という疫病に罹患したが回復したこと，ロンドンの 3 分の 1 の教区でペストが蔓延している状況について述べている。次に議会ニュースに移り，議会初日の模様，国王・大法官の演説の要約，前回の特別税に対する正確な会計監査が行われなければ次回は認められないという動議や，法律・経済・社会・宗教など多様な領域に関する法案について述べた後，国教忌避者の増加原因を検討する委員会について詳述している[97]。

この書簡でも言及されているように，この時期ロンドンではペストの感染者が急速に増大し始めていた。それは 6 月 17 日付・6 月 20 日付のヘンリの書簡でもすでに伝えられていたが[98]，7 月 3 日付のウィリアムの書簡[99]，7 月 5 日付のオーウェンの書簡[100]，7 月 15 日付のヘンリの書簡[101] では，ロンドン中に感染が拡大した様子が報告されている。

結局ウェストミンスタでの議会開催を継続するのは不可能となり，休会を挟んで 8 月からオクスフォードに場所を移して再開されることになった。ヘンリは 8 月 2 日付書簡で，リチャード・ウィリアムらとともにオクスフォードに移動し，自身は父親の古い友人であるアニアン博士の世話になり，コーパス・クリスティ・カレッジに宿泊していること，ペストによるロンドンでの死者数は 3590 人に達したことを伝えた上で，兄を経由してウォルタ・ローリーの薬剤師であったという人物から伝授された，この疫病に効果があるとされる薬の処方箋を送ると述べている[102]。これに続け

て，フランス国王とラ・ロシェルの間に締結された和平についてなど，三十年戦争の情勢が伝えられている。ここから分かるのは，ロンドンの状況を具体的な数値を交えて伝える手稿のニュースレター，薬剤師が作成したという処方箋，海外事情を報じるコラントが，オクスフォードでも入手可能であったという事実である。その後でヘンリは，８月１日・２日の議会での討議について，イエズス会士・国教忌避者の弾圧に関する問題を中心にまとめている[103]。

バッキンガム公爵への批判を強め，特別税を認めようとしなかった議会は，結局８月 12 日に解散された。この解散については，４兄弟全員が伝えている。メリオネスに避難していたオーウェンは，８月 16 日付書簡で，シュルーズベリ都市書記官であるウィリアム・オーウェンとトマス・オーウェンがオクスフォードから地元に戻り，議会の様子を詳細に報告したと記している[104]。一方で，前述したようにオクスフォードに来ていた３人は現地で（議員でないウィリアムは間接的にではあるが）情報を収集可能であった。だが，同じ８月 15 日付のウィリアムとリチャードの書簡は，詳細な議会ニュースはヘンリが送るとし，議会の情報についてはほとんど触れていない。ウィリアムは，国王はカトリックを弾圧する布告を発布するなど宗教問題に熱心に取り組んでいるが，バッキンガムを寵臣として重用するという父王と同じ轍を踏むのではないかと危惧している。また大法官ウィリアムズと他の枢密院メンバーが艦隊の出航準備のためにサザンプトンに向かったとも伝えており，これとペストに関する情報はリチャードの書簡の内容と重複している。またバッキンガム公爵・国王の演説と下院の請願を送付したとしている[105]。したがって，３兄弟は連絡を取り合って役割分担を行い，ヘンリが作成している書簡の内容を知ったウィリアムとリチャードは，それ以外の宮廷で得られた情報などを伝えることにしたのではないかと思われる。またウィン家文書には残されていないが，オクスフォードでも抜き書きが作成され入手可能であった状況もうかがえる。ニュース産業従事者がオクスフォードに同行するほど，議会ニュースの需要が高かったといえるだろう。

そして兄たちに議会ニュースの伝達を託されたヘンリは，8 月 16 日付で本稿が対象としている期間の中で最も長大な書簡を発送している。この書簡では，イエズス会士と国教忌避者の弾圧に対する国王の認可に感謝する演説，アルミニウス主義者ではないかという疑惑を持たれたリチャード・モンタギューの書籍についての審議，大陸への艦隊派遣に関する審議について述べられた後，ロバート・フィリップス，エドワード・クック，フランシス・シーモアの演説が延々と引用されている（図 8）[106]。ヘンリがこれらを議場で書き取ったのか，抜き書きとして流布していたものを筆写したのかは不明である。下院議事録や他の議員の日誌ではこれ以外の議員の発言も記録されているので，おそらくは抜き書きで入手できた演説のみを書き写したのではないかと推定されるが，その他の書簡ではここまで長い引用は見られないので，あるいは苦労して書き取ったのでそれをそのまま伝えようとしたのかもしれない。

議会の解散後も，兄弟たちはニュースレターを入手して送付したり[107]，移動先のバークシャでも書簡や口頭で情報を入手してジョンに伝達したりし続けた[108]。ロンドンという情報の集積地に滞在できず，かつ移動しながらであっても，多様な情報が入手可能な情報ネットワークが存在していた

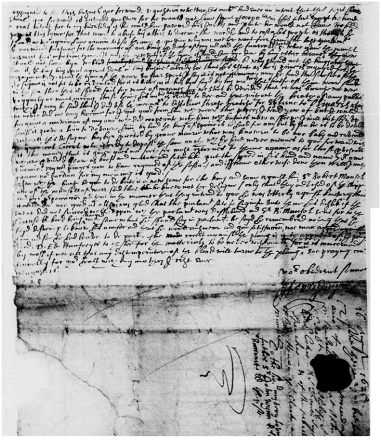

図 8　ヘンリの書簡（末尾部分と裏書き）
（NLW, 9060E/1363）

と推測される。

1626 年

1625 年 11 月，大法官ウィリアムズは更迭され，ウィン家は強力なパトロンを失った。これも一つの要因となって，ウィン家の兄弟たちは翌年の議会に一人も選出されなかった。にもかかわらず，ジョンへの情報提供は継続された。2 月 6 日の議会招集後，オーウェンは 9 日付の書簡でウィリアムズの失脚が痛手であること，リチャードが国王戴冠式に参列する栄誉に浴したこと，議会開会時の国王演説の要旨について書き送っている[109]。また 2 月 17 日付の書簡では，国王が地代を引き上げようとしており，クックやフィリップスのような良き指導者が下院には必要だと述べている[110]。この後，2 月 22 日から 25 日の議事について，経済と安全保障に関する問題についてまとめたニュースレターが送付されているが[111]，これはおそらく 3 月中にヘンリが送付した書簡に同封されたものと思われる。この書簡で，ヘンリは国王・バッキンガム公爵と下院の間で高まっている対立について触れている[112]。その後，5 月に入ってもオーウェンとヘンリによる議会ニュースの送付は継続される[113]。その紙幅のほとんどは下院によるバッキンガム公爵弾劾の様子に割かれており，特筆すべき点はないのでここでその内容については詳述しない。ただ，下院の側に与するというよりは，淡々と事実を記すような叙述が続いている点だけを指摘しておく。一方で，議場には入れないヘンリが情報を入手した手段が流通しているニュースレターや噂話であったのは，議場に入ってきた鳥を数匹捕まえるまで追いかけた議員が長老議員に叱責されたという議事と全く関係ないエピソードの挿入や，「ある人の言によれば，……また別の人の言によれば，……」のような表現からも推定できる[114]。リチャードは，「ウィリアムが詳細な議事についての説明をあなたに送付しているので，私の手間が省けました……今や国王と議会の対立は深刻となっていることを思うと……自分は議員でなくて良かったです[115]。」と述べており，議員の地位を得られなかったとしても，議会ニュースをどうにかしてジョンに伝えなければならないと

いう兄弟たちの使命感のようなものがここでも感じられる。同時に，議員でなくてもそれがある程度可能であった情報環境が，少なくとも議会ニュースに関しては構築されていた状況も示されている。

ジョンは 1627 年 3 月 1 日に死去したので，1628 年議会の情報がグウィダーに伝達されることはなかった。この後，ウィン家文書に収められている書簡の日付の間隔も広くなってゆく。次に議会ニュースが送付されたのは，1641 年 3 月 29 日付のモーリスからオーウェン宛の長期議会に関する書簡[116] であった。

結論

本稿では，北部ウェールズの有力ジェントリであったウィン家に残された文書を通じて，17 世期初頭の「ニュース革命」の時代における議会ニュースの伝達様態について検討してきた。最後に，本稿の意義を 3 点に整理してみたい。

第 1 に，「ニュース革命」の時代における情報メディアの複合性と，伝達される情報の性質の変化が，改めて確認された。三十年戦争の状況については，ウィン家の兄弟たちが近い日付の書簡でほぼ同じ情報を記していることからも，印刷された同一のコラントに依拠していたのはほぼ確実である。他方で，請願・演説・議事情報の抜き書きという手稿文書としての流通も，現物が同封されていたり，議員ではないオーウェンやウィリアムがその内容を知り得たりしている状況からも確認される。さらに，ヘンリの長大な書簡から，議員であれば議場で直接議事や議論を書き留め，記録可能であったのも明らかである。こうして，コラントの登場によって文字によるコミュニケーションが急速に発達し，機会があれば直接の見聞にもとづいた情報伝達が目指されるようになった。とはいえ，書簡の各所に様々な噂や伝聞情報が見受けられるように，依然として口頭でのコミュニケーションの比重も高かった。ヘンリを除くウィン家の兄弟たちは，チャールズやウィリアムズの従者として宮廷にも出入りできる地位にあったため，

なおさらそうした場で仕入れた情報には価値があった。こうしてジョンに伝達されたのは，文字・口頭で間接的に得た情報と，自分たちが議場や宮廷で直接的に得た情報とが混ざり合ったものだったのである。

もっとも，その内容は常に同じであったわけではなかった。1621 年のリチャードの書簡と，1624 年・1625 年のヘンリの書簡を比べれば明らかなように，前者はおそらくはそもそもあまり議会に出席しておらず，自分の関心のある問題についてのみ断片的に伝達しているのに対し，ヘンリはできる限り自分で情報を収集し，極力自分の意見を述べずにこれらの情報を整理して，客観的に伝達しようとしていた。ミードは徐々に理性と批判的思考を自分のテクストに適用するようになっていったとされているが[117]，これはウィン家の兄弟たちの書簡全般にも該当する。もっとも，リチャードとヘンリは置かれている立場や性格が異なるので，一概に情報に対する態度全般の時系列的な変化とは結び付けられないが，ジョンの側がヘンリの書簡のようなスタイルを望んでいたとすれば，暫定的にはこうした主張にも妥当性が認められるだろう。ただし本稿は北部ウェールズでも有数のジェントリ家系内での情報伝達を扱ったに過ぎず，これが他のジェントリ，さらにはより下位の社会層にどの程度拡散していたのかについては判然としない。ジョンが同輩のジェントリと情報を共有した可能性は十分に考えられるが，言語の異なる民衆レヴェルにまでニュースが伝達されるとは思われず，少なくともハーバーマスの定義による市民的公共圏が成立する余地はなかったはずである。こうした情報格差はむしろ社会層の分断をもたらしかねず，たとえレイクとピンクスのようにその定義を拡大したとしても，公共圏概念を 17 世紀前半のブリテン全体へ適用するに際しては慎重を期さなければならないだろう。

第 2 に，ウェールズにおける議会情報に対するニーズが指摘できる。ジョンが議会情報を送付するよう言明している書簡が残されているわけではないが，1620 年代に急速に議会ニュースの量が増大しているのは誰の目にも明らかである。「ニュース革命」によって生じた国内・国外ニュースの需要・供給の相乗的な拡大に伴って，ウェールズにおいても議会ニュース

への欲求が高まっていた状況を，この事実は示している。ウィン家の兄弟たちは役割分担をするなど協力してジョンに議会の動向を伝え続けた。ジョン自身が，それほどまで議会ニュースを望んでいたということであろう。

これに付随して，議員の地位が有する意味も多様化していったと考えられる。ウェールズではイングランドとの合同によって下院議席が付与されて以降，16 世紀中はほぼ選挙区近辺の人物が選出される傾向が続き，下院議員の地位は当該人物の各地域における威信を証明する名誉としての意味合いが強かった[118]。だが 17 世紀に入ると，リチャードやヘンリのようなウェールズ出身ではあるけれどもロンドン在住の人物が選出される割合が増加してゆく。名誉としての議席の役割は，1624 年のヘンリの選挙に関するリチャードの働きかけからも分かるように決して失われたわけではなかったが，同年にウィリアムは議会ニュースをより詳細に伝達するために議員の地位を欲していた。おそらくは，ウェールズから選出される議員の性質の変化は，ロンドンにおける情報収集と伝達という実質的な役割が付与されるようになったことからも生じていると考えられる。この点で，カイルが主張する「議会の劇場化」は，たしかに進展していたといえるだろう。

第 3 に，この「ニュース革命」が，複合国家ブリテンに与えた影響が挙げられる。かつて A・H・ドッドは，利害を共有するウェールズ議員団を想定し，彼らはジェイムズ期に自分たちの権益を確保しようとしきりに議会で活動したが，チャールズが即位する頃にはイングランドへの同化が進み，ウェールズ議員としての凝集性が弱体化してウェールズ関連の法案が提出されなくなっていったと主張していた[119]。しかし，近年この学説はボーウェンによって批判され，一体的なウェールズ議員団の存在は否定されている[120]。本稿でも示した通り，リチャードはグリーンワックス農場上納金の特許をめぐって他のウェールズ議員たちと対立していたのであり，彼らは決して一枚岩ではなかった。他方で，リチャードも任命されている合同法の条項撤廃などの問題は，ウェールズ議員全員が利害を共有してい

るため，一致した行動を取っていたとされる。したがって，17 世紀初頭の段階では，ウェールズ議員たちの間に「イングランド」と対置される確固たる「ウェールズ」という思考の枠組みが存在していたわけではなく，ウェールズ関連の問題についてはより卑近な自分たちの利害を勘案して，是々非々で対応していた。もちろん，「ウェールズ」人としての意識がなかったわけではないのだが，少なくともジェントリ階層において，それはヨークシャやランカシャが北部人，コーンウォルやドーセット，サマセットが西部人という意識を持っていたのと同等のレヴェルであったのではないだろうか。

むしろウィン家文書からうかがえるのは，イングランドとウェールズが一体化した「我が王国」という意識である。ロンドンで作成されるコラントやニュースレターでの情報伝達により，こうした意識が高められていった可能性は十分に考えられる。国王・政府側との結び付きが強かったウィン家の兄弟たちは，海外情報のほかに，自分たちの主人であるウィリアムズの動静，下院のバッキンガム批判などに注目している。彼らがプロテスタントとしてのアイデンティティを有していたのは確かであるが，一方で過度に下院の批判に与しているという感じも見受けられない。M・ストイルは，ブリテン君主としての表象が，文化・言語が異なるコーンウォルを内乱中に王党派につかせたのではないかと主張しているが[121]，これはウェールズについてもある程度当てはまるかもしれない[122]。したがって，国内ニュースについては相対的に客観的な情報が，海外ニュースについては「我が王国」対他国という構図での情報が発信されたという事実には，ウェールズ・ジェントリのアイデンティティ，およびイングランド・ウェールズ関係を考える上で重大な意義が認められる。今後は，スコットランドとアイルランドを含めた複合国家ブリテンにおける情報伝達様態とその影響について検討してゆく必要があるだろう。

［付記］本稿は，平成 30 年度北海学園学術研究助成（一般研究），および科学研究費補助金基盤研究（B）「複合国家イギリスの形成と地域的

連鎖―多元的地域世界の解明―」（課題番号 17H02231）の成果である。また，本稿の内容は 2020 年 11 月 15 日にオンラインで開催されたイギリス革命史研究会例会にて報告したものである。当日有益な指摘・批判を下さった参加者の方々に，御礼申し上げたい。

注

1　S. R. Gardiner, *History of England from the Accession of James I to the Outbreak of the Civil War 1603-1642*, 10 vols., London, 1883-1884; W. Notestein, 'The Winning of the Initiative by the House of Commons', *Proceedings of the British Academy* 11, 1924; A. F. Pollard, *The Evolution of Parliament*, London, 1926.

2　C. Hill, *The Century of Revolution, 1603-1714*, Edinburgh, 1961; L. Stone, *Social Change and Revolution in England 1540-1640*, London, 1965.

3　C. Russell, 'Parliamentary History in Perspective, 1604-1629', *History* 61, 1976; Id., *Parliaments and English Politics, 1621-1629*, Oxford, 1979; Id., 'The Nature of a Parliament in Early Stuart England', in H. Tomlinson (ed.), *Before the English Civil War*, London, 1983; K. Sharpe, 'Parliamentary History, 1603-1629', in Id. (ed.), *Faction and Parliament: Essays on Early Stuart History*, London, 1978; J. S. Morrill, *Cheshire, 1630-1660: County Government and Society during the 'English Revolution'*, Oxford, 1976; Id., *The Revolt of the Provinces*, London and New York, 1976.

4　H. Trevor-Roper, 'The General Crisis of the Seventeenth Century', in T. Ashton (ed.), *Crisis in Europe, 1550-1660*, London, 1965（今井宏訳「十七世紀の全般的危機」同編訳『十七世紀危機論争』創文社, 1975 年所収); A. Everitt, *The Community of Kent and the Great Rebellion, 1640-1660*, Leicester, 1966; Id., 'The County Community', in E. W. Ives (ed.), *The English Revolution, 1600-1660*, 1968（朝治啓三訳「共同体としての州」越智武臣監訳『英国革命 1600-1660 ── シンポジオン』ミネルヴァ書房，1974 年所収); Id., *The Local Community and the Great Rebellion*, London, 1969. 清水祐司「ウィリアム・ランバードと地方・中央」（『史学』68 巻 1 ・ 2 号，1999 年），後藤はる美「一六・一七世紀イングランドにおける地域社会と「国家」形成」（『史学雑誌』109 巻 10 号，2000 年）も参照。

5　T. K. Rabb, 'Revisionism Revised: The Role of the Commons', *Past and*

Present 92, 1981; C. Hill, 'Parliament and People in Seventeenth-Century England', *Ibid.*; J. H. Hexter, 'Power Struggle, Parliament, and Liberty in Early Stuart England', *Journal of Modern History* 50, 1978; Id., 'The Early Stuarts and Parliament: Old Hat and the Nouvelle Vague', *Parliamentary History* 1, 1982; Id., 'The Birth of Modern Freedom', *Times Literary Supplement*, Jan. 21, 1983.

6　D. Hirst, 'Revisionism Revised: Place of Principle', *Past and Present* 92, 1981; Id., 'Parliament, Law and War in the 1620s', *Historical Journal* 23, 1980.

7　M. A. Kishlansky, *Parliamentary Selection: Social and Political Choice in Early Modern England*, Cambridge, 1986; K. Sharpe, 'Crown, Parliament and Locality: Government and Communications in Early Stuart England', *English Historical Review* 101, 1986; Id., *The Personal Rule of Charles I*, New Haven, 1992. 岩井淳・指昭博編『イギリス史の新潮流 ── 修正主義の近世史』（彩流社，2000 年），近藤和彦「修正主義を超えて」（史学会編『歴史学の最前線』東京大学出版会，2004 年所収）も参照。

8　A. Hughes, *Politics, Society and Civil War in Warwickshire, 1620–1660*, Cambridge, 1989.

9　T. Cogswell, 'Coping with Revisionism in Early Stuart History', *Journal of Modern History* 62, 1990.

10　J. P. Sommerville, *Politics and Ideology in England, 1603–1640*, London and New York, 1986.

11　T. Cogswell, *The Blessed Revolution: English Politics and the Coming of War, 1621–1624*, Cambridge and New York, 1989; R. Cust, *The Forced Loan and English Politics, 1626–1628*, Oxford, 1987.

12　R. Cust and A. Hughes, *Conflict in Early Stuart England: Studies in Religion and Politics, 1603–1642*, London and New York, 1989.

13　C. Russell, 'The British Problem and the English Civil War', *History* 72, 1987; Id., 'The British Background to the Irish Rebellion of 1988', *Historical Research* 61, 1988; Id., *The Causes of the English Civil War*, Oxford, 1990; Id., *The Fall of the British Monarchies 1637–1642*, Oxford, 1991.

14　H. G. Köenigsberger, 'Composite States, Representative Institutions and the American Revolution', *Historical Research* 62, 1989（後藤はる美訳「複合国家・代表議会・アメリカ革命」古谷大輔・近藤和彦編『礫岩のようなヨーロッパ』山川出版社，2016 年所収）.

15　岩井淳『ピューリタン革命と複合国家』(山川出版社，2010 年)，同編『複合国家イギリスの宗教と社会』(ミネルヴァ書房，2012 年)，古谷・近藤前掲書参照。

16　B. Bradshaw and J. Morrill (eds.), *The British Problem, c. 1534–1707*, London, 1996；J・モリル，後藤はる美訳「ブリテンの複合君主制 1500–1700 年」，同，富田理恵訳「17 世紀ブリテンの革命再考」(『思想』964 号，2004 年)。

17　なお，もう 1 人の代表的な修正主義者であるシャープが，晩年に文化・読書や表象に関心を移行させていったのは示唆的である。K. Sharpe, *Reading Revolution: The Politics of Reading in Early Modern England*, New Haven, 2000; Id., *Remapping Early Modern England: The Culture of Seventeenth-Century Politics*, Cambridge, 2000; Id., *Selling the Tudor Monarchy: Authority and Image in Sixteenth-Century England*, New Haven, 2009; Id., *Image Wars: Promoting Kings and Commonwealths in England, 1603–1660*, New Haven, 2010.

18　A. Fletcher, *The Outbreak of the English Civil War*, London, 1981. なお News を英語の発音に近い表記にすれば「ニューズ」と濁音になるが，日本語での慣用に従い本稿では「ニュース」と清音で統一する。

19　F. Levy, 'How Information Spread among the Gentry', *Journal of British Studies* 21, 1982.

20　R. Cust, 'News and Politics in Early Seventeenth-Century England', *Past and Present* 112, 1986.

21　J. Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit. Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Luchterhand, 1962, neuauflage, Frankfurt am Main, 1990 (T. Burger (trans.), *The Structural Transformation of the Public Sphere: An Inquiry into a Category of Bourgeois Society*, Cambridge, Mass., 1989；細谷貞雄訳『公共性の構造転換』未来社，1973 年，細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換 ── 市民社会の一カテゴリーについての探究』第 2 版，未来社，1994 年)。ただし日本語版はドイツ語原書からの翻訳である。

22　H. Love, *Scribal Publication in Seventeenth-Century England*, Oxford, 1993; A. Halasz, *The Market Place of Print: Pamphlets and the Public Sphere in Early Modern England*, Cambridge, 1998; D. Zaret, *Origins of Democratic Culture: Printing, Petitions, and the Public Sphere in Early-Modern England*,

Princeton, N. J., 2000; J. Raymond, 'The Newspaper, Public Opinion, and the Public Sphere in the Seventeenth Century', *Prose Studies* 21, 1998; Id., *Pamphlets and Pamphleteering in Early Modern Britain*, Cambridge, 2003; S. A. Baron and B. Dooley, *The Politics of Information in Early Modern Europe*, London and New York, 2001; N. Mears, *Queenship and Political Discourse in the Elizabethan Realms*, Cambridge, 2005 など。

このように，近年の英米圏においては 17 世期前半を対象としたジャーナリズム・情報流通・公共圏に関する研究が活況を呈しているが，日本ではハーバーマスの著作の第 1 版が 1973 年には翻訳されていたこともあり，これまでは 17 世期後半以後が主要な検討対象とされてきた。大久保桂子「成立期のイギリス・ジャーナリズムに関する覚え書き」（『西洋史学』74 号，1981 年），香内三郎『活字文化の誕生』（晶文社，1982 年），芝田正夫『新聞の社会史 ── イギリス初期新聞史研究』（晃洋書房，2000 年），末廣幹「『コーヒーハウスの政治家』の誕生 ── 王政復古期における公共圏の変貌」（佐々木和貴編『演劇都市はパンドラの匣を開けるか』ありな書房，2002 年所収），大野誠編『近代イギリスと公共圏』（昭和堂，2009 年），坂下史「名誉革命史と『言説空間』の位置」（冨樫剛編『名誉革命とイギリス文学 ── 新しい言説空間の誕生』春風社，2014 年所収）などを参照。テューダー朝期から初期ステュアート朝期における同領域ついて邦語でまとまった論稿を発表していたのは，管見の限り小野功生のみである。小野功生『ミルトンと十七世期イギリスの言説圏』（彩流社，2009 年），特に序章と 1 章を参照。ただし，小野はロンドンから地方への情報伝播についてはほとんど触れていない。

23　P. Lake and M. Questier, 'Puritans, Papists, and the "Public Sphere" in Early Modern England: The Edmund Campion Affair in Context', *Journal of Modern History* 72, 2000; P. Lake, *The Antichrist's Lewd Hat: Protestants, Papists and Players in Post-Reformation England*, New Haven, 2002; R. Cust, T. Cogswell and P. Lake (eds.), *Politics, Religion and Popularity in Early Stuart Britain*, Cambridge, 2002, chs. 10–12; A. Hughes, *Gangraena and the Struggle for the English Revolution*, Oxford, 2004; T. Cogswell, 'John Felton, Popular Political Culture, and the Assassination of the Duke of Buckingham', *Historical Journal* 49, 2006.

24　P. Lake and S. Pincus (eds.), *The Politics of the Public Sphere in Early Modern England*, Manchester, 2007.

25　Lake and Pincus, *Ibid.*, pp. 3–12. なお，修正主義ともポスト修正主義とも一

線を画し，国家と社会の相互作用の重要性を説く国家形成論においても，17 世紀前半以前への公共圏概念の適用が唱えられている。S. Hindle, *The State and Social Change in Early Modern England, 1550–1640*, London, 2000, pp. 234–235.

26　F. Levy, 'The Decorum of News', *Prose Studies* 21, 1998; I. Atherton, 'The Itch Grown a Disease: Manuscript Transmission of News in the Seventeenth Century', *Ibid*..

27　Lake and Pincus, *op.cit.*, pp. 18–21.

28　T. Cogswell, 'The Politics of Propaganda: Charles I and the People in the 1620s', *Journal of British Studies* 29, 1990.

29　例えば，Lake and Pincus, *op.cit.*では複合国家論についての言及はなく，全ての論稿がイングランドに研究対象を限定している一方で，J. Wormald (ed.), *Short Oxford History of The British Isles: The Seventeenth Century*, Oxford, 2008（西川杉子監訳『オクスフォードブリテン諸島の歴史 7　17 世紀　1603 年― 1688 年』慶應義塾大学出版会，2015 年）は公共圏に言及していない。ただし，アイルランドで生じた反乱がイングランドで誇張されて伝達され，反カトリックのプロパガンダに利用されていった点については，E. H. Shagan, 'Constructing Discord: Ideology, Propaganda, and English Responses to the Irish Rebellion of 1641', *Journal of British Studies* 36, 1997；小野前掲書 151–156, 182–185 頁に指摘がある。とはいえ，これらの研究もアイルランドに関するイングランドでの報道に関するものであり，イングランドに関する他地域での報道を扱っているわけではない。

30　Cust, 'News and Politics', p. 70; S. A. Baron, 'The Guises of Dissemination in Early Seventeenth-Century England: News in Manuscript and Print' in Baron and Dooley, *op.cit.*, p. 51.

31　L. Bowen, 'Wales at Westminster: Parliament, Principality and Pressure Groups, 1542–1601', *Parliamentary History* 22, 2003; Id., *The Politics of the Principality: Wales, c.1603–1642*, Cardiff, 2007.

32　Baron, op.cit., pp. 46–47; S. Lambert, 'State Control of the Press in Theory and Practice: the Role of the Stationer's Company before 1640', in R. Myers and M. Harris (eds.), *Censorship and the Control of Print in England and France 1600–1910*, Winchester, 1992. 他方で，出版印刷業組合の商業主義や秘密出版の横行により，検閲は十分に機能していなかったとする見方もある。J. Feather, *A History of British Publishing*, London and New York, 1988（箕輪

成男訳『イギリス出版史』玉川大学出版部，1991 年），ch. 3; Zaret., *op.cit.*, ch. 6.

33　Levy, 'Decorum of News', pp. 17–26; Zaret, *op.cit.*, pp. 109–126.

34　Levy, 'How Information Spread', p. 20；小野前掲書，25–33 頁。

35　英語版コラントの歴史については，M. A. Shabber, *Some Forerunners of the Newspaper in England, 1476–1622*, Philadelphia, 1929, pp. 311–17; J. Frank, *The Beginnings of the English Newspaper, 1620–1660*, Cambridge, MA, 1961, ch. 1; S. Lambert, 'Coranto Printing in England: The First News books', *Journal of Newspaper and Periodical History* 8, 1992; J. Raymond, *The Invention of the Newspaper*, Oxford, 1996, Introduction; C. R. Kyle and J. Peacey, *Breaking News: Renaissance Journalism and the Birth of the Newspaper*, Seattle, 2008, Introduction；芝田前掲書，10–15 頁などを参照。

36　Kyle and Peacey, *op.cit.*, pp. 12–13；小野前掲書，21–23 頁。

37　Ben Johnson, *The Staple of News*, 1631.

38　M. Maclure, *Paul's Cross Sermons, 1534–1642*, Toronto, 1958; B. Crockett, *The Play of Paradox: Stage and Sermon in Renaissance England*, Pennsylvania, 1995; D. Bergeron, *English Civic Pageantry, 1558–1642*, London, 1971；香内前掲書 2 章などを参照。

39　Kyle and Peacey, *op.cit.*, p. 13；小野前掲書，25–30，40–50 頁。

40　Baron, op.cit., pp. 45, 48–53.

41　C. R. Kyle, *Theatre of State: Parliament and Political Culture in Early Stuart England*, Stanford, 2012, pp. 80–83, 87.

42　'Joseph Mead' in *Oxford Dictionary of Biography*; D. Randall, 'Joseph Mead, Novellante: News, Sociability, and Credibility in Early Stuart England', *Journal of British Studies* 45, 2006; Kyle, *Theatre of State*, pp. 91–99.

43　J. H. Gleason, *The Justices of the Peace in England 1558 to 1640*, Oxford, 1969, ch. 7; C. R. Kyle, 'Wrangling Lawyers: Proclamations and the Management of the English Parliament of 1621', *Parliamentary History* 34, 2015；清水祐司「エリザベス時代の四季法廷における説示と訓戒 ── ケントの事例を中心に」『史学』65 巻，1996 年。

44　Zaret, *op.cit.*, pp. 50–61.

45　例えば 1570 年代に議事規則についてまとめたジョン・フッカーは，「全ての議員は秘密を守り，秘密また議院内での発言や行為を同院内の人物以外に明かしてはならない。秘密を漏洩させた人物は，その議員の命令による指示

に従って，その議院から隔離されるか，あるいは刑罰を受ける苦しみにさらされる。」としている。John Hooker, *The Order and Usage of the Keeping of a Parliament in England, and Description of the Olde and Ancient Citie of Excester*, 1575, pp. 33a–33b（V. F. Snow, *Parliament in Elizabethan England: John Hooker's Order and Usage*, New Haven and London, 1977, p. 187；仲丸英起『名誉としての議席 ── 近世イングランドの議会と統治構造』慶應義塾大学出版会，2011 年，318 頁）.

46　Zaret, *op.cit.*, pp. 64–67; D. M. Dean, 'Parliament, Privy Council, and Local Politics in Elizabethan England: The Yarmouth-Lowestoft Fishing Dispute', *Albion* 22, 1990.

47　*Journal of the House of Commons*（以下 *CJ*）, vol. 1, London, 1802.

48　W. Notestein, F. H. Relf and H. Simpson (eds.), *Commons Debates for 1621*, New Haven, 1935. その他に特定されている日誌の作者としては，トマス・バリントン，ナサニエル・リッチ，ジョン・ホランド，チャールズ・ハワードが挙げられる。

49　Kyle, *Theatre of State*, pp. 71–75.

50　W. Notestein and F. H. Relf (ed.), *Commons Debates for 1629*, Minneapolis, 1921, p. xx.

51　インナー・テンプルに残されている史料によれば，1620 年代末で大法官の演説が 4 シリング 6 ペンス，国王の演説が 10 ペンス，バッキンガム公爵の演説が 6 ペンス，フランシス・シーモア，ジョン・ウェントワース，ロバート・フィリップスの演説が 10 ペンス，エドワード・クックの演説が 2 シリング 6 ペンス，権利の請願が 2 シリング 6 ペンスで販売されていた。*Ibid.*, pp. xxxiii–xxxiv.

52　Kyle, *op.cit.*, pp. 80–83; Id., 'From Broadside to Pamphlet', *Parliamentary History* 26, 2008; Zaret, *op.cit.*, pp. 126–132.

53　Kyle, *Theatre of State*, pp. 90–102; Randall, op.cit..

54　以下グウィダーのウィン家に関しては，S. T. Bindoff (ed.), *The History of Parliament: House of Commons, 1510–1558*（3 vols., London, 1982）; P. W. Hasler (ed.), *The History of Parliament: The House of Commons, 1558–1603*（3 vols., London, 1981）; A. Thrush (ed.), *The History of Parliament: The House of Commons 1604–1629*（6 vol., Cambridge, 2010）（以下 *HPT* III）; B. D. Henning (ed.), *The History of Parliament: The House of Commons, 1660–1690*（3vols., London, 1983）: *The Dictionary of Welsh*

Biography, NLW online を参照した。

55　John Wynn, *The History of Gwydir*, 1770.

56　この点については，別稿で論じる予定である。

57　以下ウィン家文書に関しては，*Calendar of Wynn (of Gwydir) Papers 1515–1690 in the National Library of Wales*, Aberystwyth, Cardiff and London, 1926, Introduction を参照。

58　*Ibid*.. なお，2002 年までに摘録はデジタル化され，NLW の Web サイト〈https://archives.library.wales/index.php/wynn-of-gwydir-papers-5〉（最終アクセス 2021 年 2 月 1 日）でパントン・グループとウィリアムズ・グループそれぞれについて，時系列順に整理された元の文書番号で要約が閲覧できるようになっている。

59　M. Janson and W. B. Bidwell (eds.), *Proceedings in Parliament 1625*, New Haven, 1987, pp. 723–725; Id., *Proceedings in Parliament 1626*, vol. 4, New Haven, 1996, pp. 321–325.

60　アダム・マシュー社ウェブサイトに商品紹介ページ〈https://www.amdigital.co.uk/primary-sources/medieval-and-early-modern-studies〉（最終アクセス 2021 年 2 月 1 日）がある。

61　NLW, 9055E/651.

62　州長官会計の引き継ぎに際し，財務府が不当な手数料を徴収しないようにする法案。*CJ*, i, 475b; M. Jansson (ed.), *Proceedings in Parliament 1614*, Philadelphia, 1988, p. 168.

63　Ibid., 661.

64　'The first Committee to heare petticions and greevance with which Committie there mighte same good be done anithinge and welsh Cottons, if there were anye bodye to allowe yt', Ibid., 651（以下，手稿からの引用については略記法を正書法に改め，適宜コンマやピリオドを補った箇所がある。）; *CJ*, i, pp. 455–456; *Proceedings in Parliament 1614*, pp. 33–35.

65　NLW, 9057E/938, 939.

66　Ibid., 947, 959; NLW, 9058E/1096A. 1096A の日付は摘録では 1623 年 5 月 6 日とされているが，1621 年の誤記である。

67　NLW, 9057E/947.

68　Ibid., 959.

69　'att this instans all the princes of cristendam ar arminge, therfor some advantage to be taken in this troblesome time or for ther owne defences. Yett

we ar not moved with all this. I pray God keep us for we never had more need of his help', Ibid., 959. これには，カトリックであった兄ジョンの影響もあるかもしれない。

70　'Thers this session of parlement past both houses too actes that concerne our country verry much, the one for free trad for our welsh cottons, the other a repeale of a branch of a statute made in Henry the 8 time, ... for the governance of wales, thers a third act for the barring of transportacion of Eirish cattell which has bin committed and wile undoubtedly pass the lower house and I hope the hier which concernes our country wonderfull much. If these three actes pass we have don as much, as we could desire att this time.', 9058E/1096A.

71　Bowen, *The Politics of the Principality*, pp. 58–62, 68–69, 77–79. 提出された法案の文面は，*Commons Debates for 1621*, vol. 7, pp. 70–75, 108–112 に収録されている。

72　NLW, 9057E/957.

73　Ibid., 988.

74　Ibid., 992.

75　Ibid., 993.

76　Ibid., 994. 後者についてはウィン家文書の中に該当するものを発見できない。

77　NLW, 9058E/1002.

78　NLW, 9057E/995.

79　NLW, 9059E/1192.

80　'I have sent yow heerin a coppie of his Majesties speeche delivered the first daye of the Parliamanet, deriving yow to send Sir Roger Mostyen a present coppie thereof. This bearers departure may soe sudden that I could not yet procure yow the coppie of my Lords speeche and the speakers but there I will not faile to send yow ... with all other occurrents of newes', Ibid., 1194. モスティン家については，山本信太郎「聖ウィニフリッドの泉とモスティン家 ── 近世ウェールズの一ジェントリについての覚え書き」(『人文研究〈神奈川大学〉』200 号，2020 年）を参照。

81　'I send yow by the bearer the kinges speeche, the keepers speeche in parliament the speakers speache, and the other of the duke of Buckinghams relation to the house of Commons', Ibid., 1198.

82 'I send you here incolsed the relation mad by the prince and Duck of Buckingham, to both the assemblies, upon which they grownded ther debate out of the notes I tooke I have gatherd write out', NLW, 9058E/1071. 摘録の日付は 1622/23 年 3 月 4 日となっているが，1623/24 年の誤記である。

83 'The Parliament is fail of hopes, ... The Spanish Matche is quite broken. And the voice nowe is for warre to regaine the Palatinett, all courses of treatie having fayled in his Majesties expectation', NLW, 9059E/1194.

84 Ibid., 1195.

85 Ibid., 1198.

86 Ibid., 1203.

87 Ibid., 1201, 1207.

88 'Our Parlament is now adjorned for a sennight only, they have agreed to give the Kyng', Ibid., 1203.

89 'If I should write unto yow Parliament newes, I mighte seeme to detracte from my brothers Sir Richard and Henrie Wynn to whome it moste properly belongeth to make those relationes (a beinge members of the howse) whoe (I am assured) will not bee wanting to give yow the best Intilligence in ample manner; And therefor I shall forbeare to make repetitiones of what they doe write. It is my harde fortune to bee nowe without a place in the howse', Ibid., 1204.

90 'Me sit very hard of parlament frome seaven in the morning untill one in the afternoone and after frome 2 of the clock in the afternoone untill seaven', Ibid., 1209.

91 Ibid., 1220, 1226.

92 P. Baker (ed.), *Proceedings in Parliament 1624: The House of Commons,* British History Online, 2015–2018, 1st, 12th, 15th March, 7th, 14th, 20th April.

93 Ibid., 1216.

94 'There was a peticion preferred agaynst my brother Sir Richard to the prynce for the greenwax of wales, by sixteene of the Parliament men wheereof most weere our home countrey men ... this hath wrought my brother some trouble in the passinge of it ... it is now readie for the seale', Ibid., 1228.

95 Ibid., 1219.

96 Ibid., 1218.

97　NLW, 9060E/1348.

98　Ibid., 1345, 1346.

99　Ibid., 1354.

100　Ibid., 1355.

101　Ibid., 1356.

102　この文書自体はウィン家文書の中に該当するものを発見できない。

103　'all the company are now come to Oxford Sir Francis Darcy, my brother Sir Richard, my brother William Wynn, Mr. Tomkins and theare wifes which keepe house together, ... I have gott me a chamber in Corpus Cristie colledg by the meanes of D. Amian the allisman whoe is Master of that colledg. The plaege is mightily increased in all party, theare died this weeke in London three thousand five hundret forty ... I send yow heare inclosed the famousist receats against the plaeg that has byn hard of in many ages which has byn taught my brother by Sir Water Raugleyes apothicarie ... The peace in France is absolutly concluded betweene the Rochellery and the king, the peace with Spaine quite of and the armies in Italy resumed ...', Ibid., 1358.

104　Ibid., 1364.

105　'To write Parliament newes of the earnest proceedings therin, ... wich my brother henry doth send yow, whoe would have noe other to receive thanks for them from yow but himselfe, and therfore I shall spare my labor.' Ibid., 1361; 'my brother Henry will enforme you of the proseedings at large', Ibid., 1362.

106　Ibid., 1363. 3 名の演説は 8 月 10 日になされたものではないかと思われる。*Proceedings in Parliament 1625*, pp. 448–452, 556–557, 562.

107　Ibid., 1368.

108　Ibid., 1370, 1371, 1372.

109　NLW, 9061E/1389.

110　Ibid., 1381.

111　Ibid., 1392.

112　Ibid., 1402.

113　Ibid., 1406, 1410, 1414, 1415.

114　'During which tyme these come in to the house a Bird called the kingsfisher which is observed never to be from the water ether uppon the bank side or upoon a stome in the water at which sight the house rose and

chased the bird until they had taken the some for which they weare exceeding by reprimanded by the graver sort of parliament men ... Soome say the D. of finland is retorned west his armie ... others say he is gone for his contrey...', Ibid., 1414.

115　'My brother William has given you at large an account of the affairs of the parliament which saves me that labor. And I am glad I am not one of that body considering how dangerous ways they now run, things being come to that height between the King and them', Ibid., 1405（transcribed in *Proceedings in Parliament 1626*, vol. 4, pp. 324-325）.「ウィリアム」とあるのはヘンリの誤りの可能性が高い。

116　NLW, 9062E/1680.

117　Randall, op.cit., pp. 310-311.

118　仲丸『名誉としての議席』を参照。

119　A. H. Dodd, 'Wales's Parliamentary Apprenticeship（1536-1625）', *Transactions of the Honourable Society of Cymmrodorion*, 1942; Id., 'Wales in the Parliaments of Charles I: I（1625-1629）', *Ibid*., 1945; Id., 'The Pattern of Politics in Stuart Wales', *Ibid*., 1948.

120　Bowen, *The Politics of the Principality*, chs. 1, 2.

121　M. Style, *West Britons: Cornish Identities and Early Modern British State*, Exeter, 2002; Bowen, *The Politics of the Principality*, p. 275.

122　もっとも，ウィン家の兄弟のうち，リチャードは議会派につき，その他は中立を保っていた。